

大磯町環境基本計画

(2013 年 ～ 2022 年)

平成 25 年 3 月

大 磯 町

はじめに

本町は、大磯丘陵の山なみの緑や相模湾の海に象徴される豊かな自然と、先人から受け継がれた多くの歴史・文化資源を有する良好な住宅地として発展してまいりました。

しかしながら、現在では、経済社会の発展とライフスタイルの変化による生活の利便性や物質的な豊かさを求める暮らしは身近な自然を減少させ、廃棄物の増大、ごみの不法投棄、自動車排出ガスによる大気汚染、生活排水による水質汚濁などの都市・生活型環境問題や、温室効果ガスの排出量増加に起因する地球温暖化などの地球規模の環境問題を引き起こしており、それらの環境問題に対する取組みが求められています。

さらには、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災、福島原子力発電所の事故を契機に、省エネ・節電対策や持続性の高い自然エネルギーの普及など環境負荷低減への取組みがさらに強まることと推測されます。

こうした状況を踏まえ、私たちは、自らが環境に負荷を与えていることを深く認識し、ライフスタイルや事業活動の見直しを図ることにより、自然と共存した持続可能な循環型社会を形成し、良好な環境を次世代に引き継がなければなりません。

本町では、共に力を合わせて環境の保全及び創造を推進するために、平成 12 年に「大磯町環境基本条例」を策定し、この条例に基づき、環境の目標とそれを達成するための町民、事業者、滞在者、町の取組みを示した「大磯町環境基本計画」を平成 15 年に策定し、複雑化した環境問題に対応すべくさまざまな取組みを進めてまいりました。

この度、この環境基本計画の計画期間が平成 24 年度で終了することから、平成 25 年度から平成 34 年度までの新しい環境基本計画を策定いたしました。

新しい計画では、本町の 10 年後の将来像と町の施策の方向性、町民、事業者、滞在者の皆さまがそれぞれの立場で環境の配慮すべき指針を示しております。

町民や事業者、また滞在者の皆さまと連携・協力しながら、目指すべき将来像「紺碧の海に緑の映える住みよい大磯」の実現に向けて取り組んでまいりますので、なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、ご審議、ご助言を賜りました大磯町環境審議会委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただきました多くの町民、事業者の方々に厚くお礼申し上げます。

平成 25 年 3 月

大磯町長 **中 崎 久 雄**

～ 目 次 ～

第1章 基本的事項	1
1. 計画策定の背景と目的	2
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画の対象とする環境	4
4. 計画の主体と役割	5
5. 計画の対象区域と計画期間	6
第2章 現況と課題	7
1. 大磯町の現況	8
2. 自然環境	12
3. 都市環境	16
4. 生活環境	19
5. 地球環境	26
6. 環境保全活動など	28
7. 町民の環境意識	29
第3章 基本目標と重点プロジェクト	31
1. 基本目標	32
2. 環境保全への重点プロジェクト	33
第4章 環境保全に向けた取り組み	35
第5章 環境行動指針	71
1. 町民の環境行動指針	72
2. 事業者の環境行動指針	74
3. 町の環境行動指針	76
4. 滞在者の環境行動指針	79
第6章 計画の進行管理と推進体制	81
【資料編】	89

大磯町環境基本計画

平成 25 年 3 月発行

編集・発行 大磯町

大磯町 建設経済部 環境美化センター

〒259-0103 中郡大磯町虫窪 66

TEL0463-72-4438

第 1 章

基本的事項

1 計画策定の背景と目的

（１）これまでの取組み

本町では、町民、事業者、滞在者、町がともに力を合わせて環境の保全及び創造を推進し、さらに良好で快適な環境を実現することを目的とした「大磯町環境基本条例」を平成 12 年に策定しました。

この条例に基づき、基本課題への取組みを総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画として、平成 15 年に「大磯町環境基本計画」を策定し、町の木であるくろまつなど豊かな緑と海・浜・河川などの良好な環境の保全及び創造、公害の発生の防止や廃棄物の発生抑制などに取り組んでまいりました。

（２）変化する環境問題

地球温暖化問題などといった地球規模での空間的な広がり、また、次世代への影響という時間的な広がりを持つ人類の生存基盤そのものに関わる問題が発生してきており、本町への影響も懸念されてきています。

これらの環境問題は、主に、私たちが生活の豊かさ、利便性を追求してきたことにより環境への負荷が著しく大きくなったことに起因しており、これまでの特定の工場への規制や指導、自然環境の保全といった個別対策だけでは根本的な解決が困難で、世界規模で新たな対策が取り組まれるようになってきています。

また、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災、福島原子力発電所の事故は、改めて私たちに資源・エネルギー問題やこれまでのライフスタイルの抜本的な見直しを考える契機となりました。

（３）計画策定の背景

本町には大磯丘陵の山なみの緑や相模湾の海に象徴される豊かな自然、また、先人から受け継がれた多くの歴史・文化資源を有しています。この恵まれた良好な環境を次世代の子どもたちに引き継いでいくためには、現在の環境問題が「町民一人ひとりが汚染者であり、被害者でもある」という複雑な問題であるということを自覚し、一人ひとりが主体性を持って行動していく必要があります。

（４）計画の目的

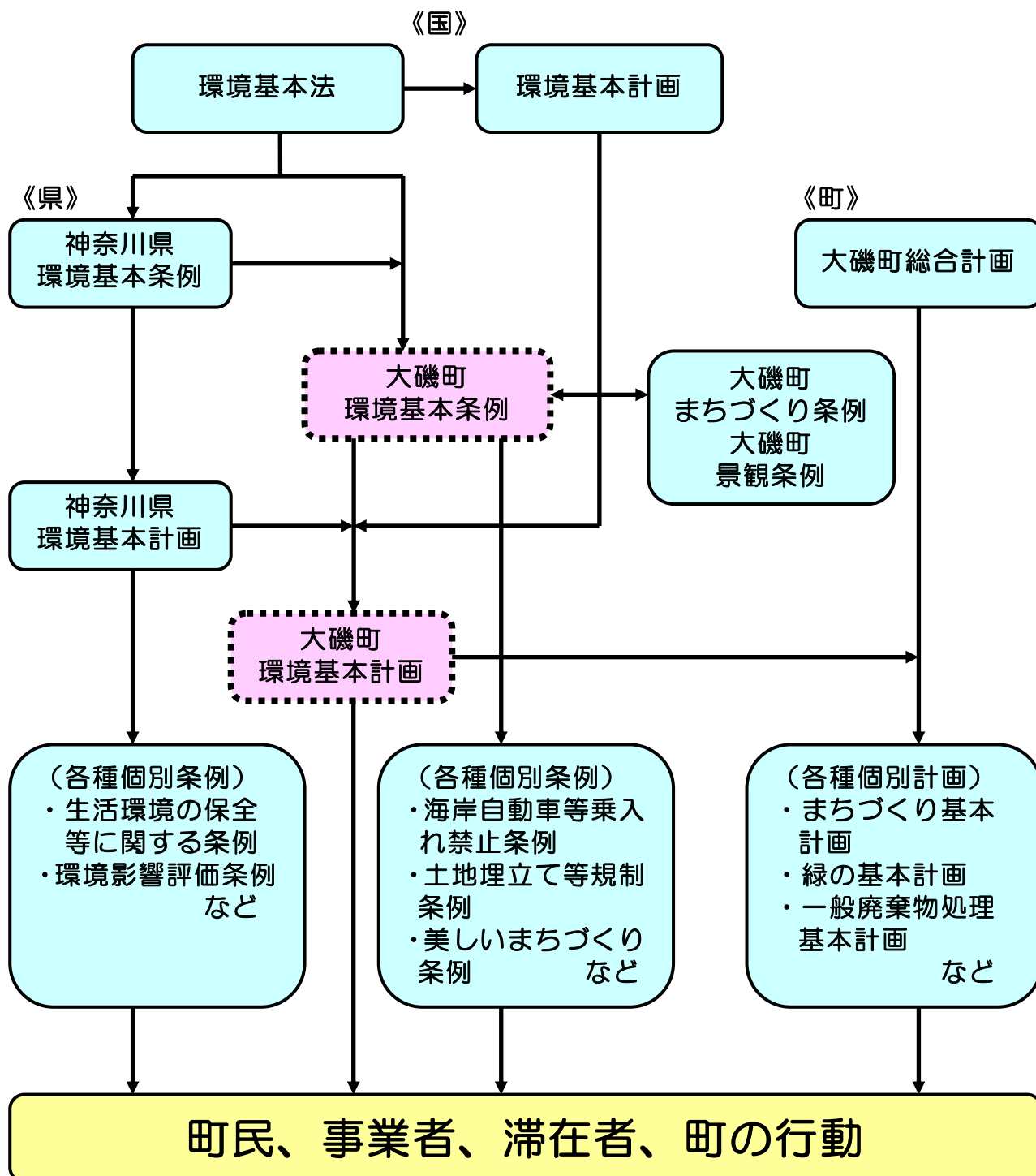
現在の環境問題を解決するためには、環境への過大な負荷を与えている現在の社会経済活動のあり方やライフスタイルを、環境への負荷が少ないものへと転換し、自然と共存した持続可能な循環型社会を形成していく必要があります。

本計画は、大磯町の環境の現況を見直すとともにその課題を抽出し、今後の大磯町としての望ましい環境像を示し、施策を総合的かつ計画的に推進していくために策定したものです。

2 計画の位置づけ

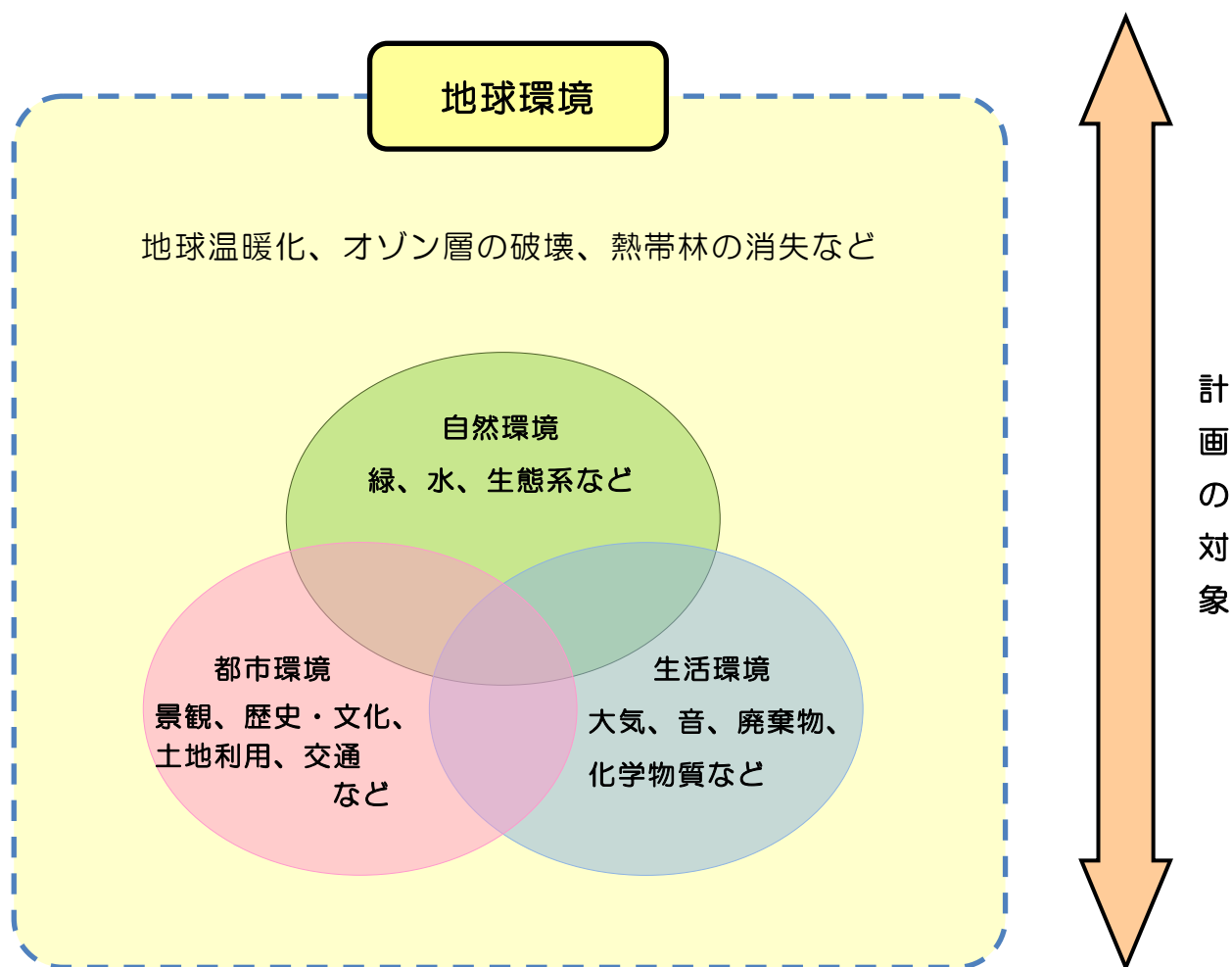
本計画は、「大磯町環境基本条例」に掲げられた基本理念（同条例第3条）を総合的かつ計画的に推進するために定めるもので、大磯町第四次総合計画を環境面から実現していくための計画として位置づけられます。

本計画は、平成15年に策定された前計画の計画期間が平成24年度（2012年度）で終了となるため、前回計画を見直し、大磯町の環境面における新しい指針となるものです。



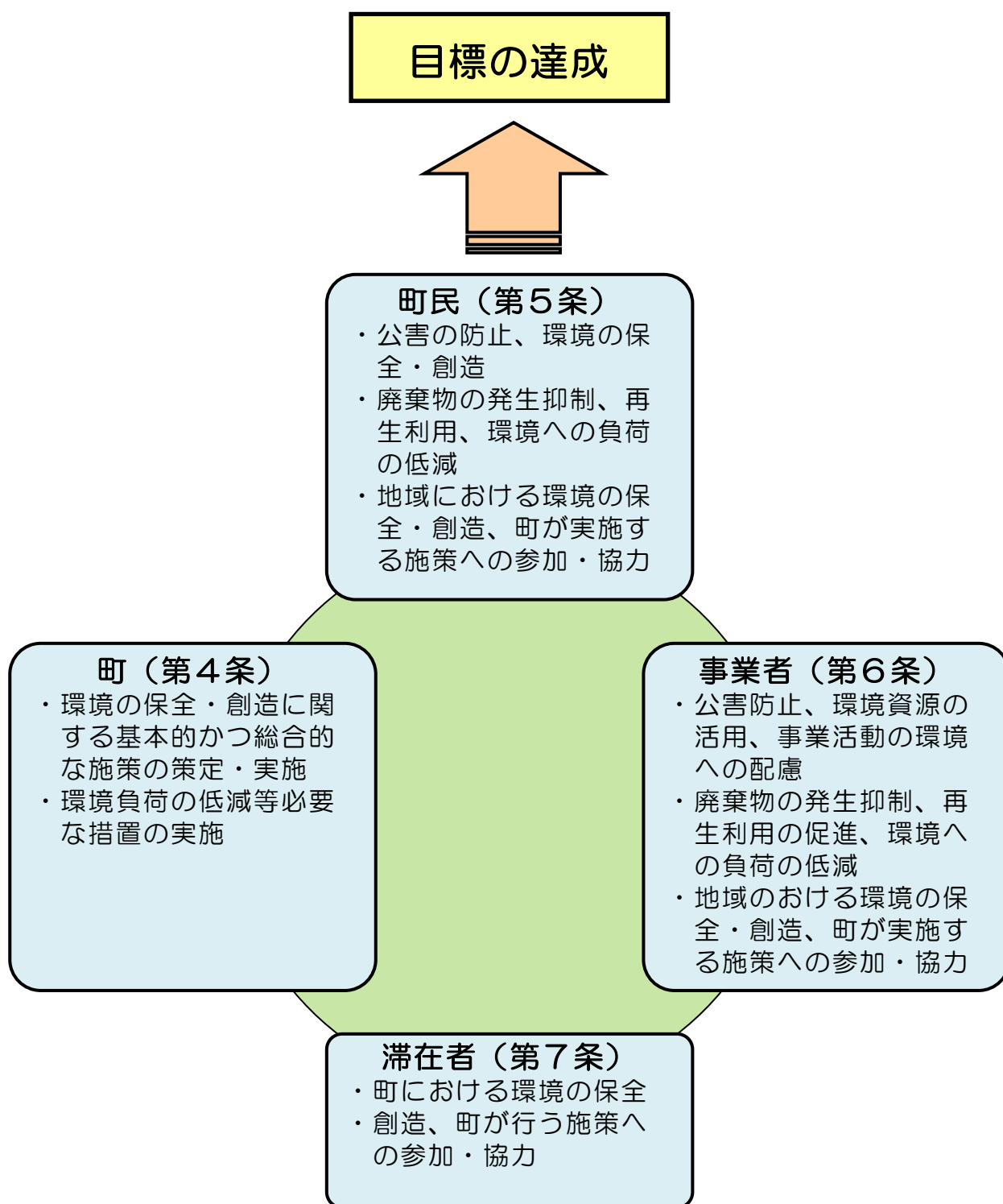
3 計画の対象とする環境

本計画では身近な環境として、緑、水、生態系などの「自然環境」、景観、歴史・文化、土地利用、交通などの「都市環境」、大気、音、廃棄物、化学物質などの「生活環境」を範囲とします。また、私たちの営む日常生活や事業活動は、地球規模の環境にまで影響を及ぼしていることから、「地球環境」を計画の対象とします。「地球環境」は地球温暖化、オゾン層の破壊、熱帯林の消失などが対象となります。



4 計画の主体と役割

大磯町環境基本条例、第4条、5条、6条、7条において、環境を守り、育てる主体は「町民」、「事業者」、「滞在者」、「町」であるとしています。本計画では、これらの4つの主体がそれぞれの役割を持ち、協力して、目標達成のために取組みを進めることとします。



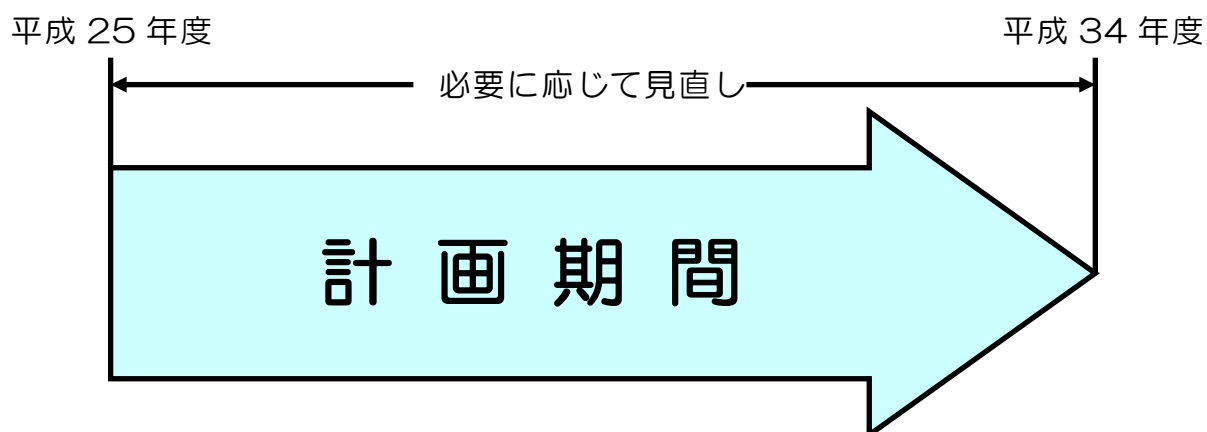
5 計画の対象区域と計画期間

(1) 計画対象区域

計画の対象区域は、大磯町の行政区域内とし、町が単独で行えない場合や連携することによって効果が得られるような場合は、周辺市町村、県、国との協力を検討することとします。

(2) 計画期間

本計画は、平成 25 年度から平成 34 年度までの 10 年間とします。また、計画の実効性を高めるために、大磯町総合計画実施計画の期間に合わせ、社会経済情勢の変化や計画の進捗状況を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。



第 2 章

現況と課題

1 大磯町の現況

（１）大磯町のあらまし ～東海道の宿場町・別荘地として栄えたまち～

◇ 豊かな自然と歴史に恵まれたまち

本町は、昭和 29 年（1954 年）12 月に国府町と合併し、現在の大磯町として誕生しました。

平安時代には国府が置かれ地方政治の中心地として、江戸時代には東海道の宿場町として栄えました。明治時代には日本最初の海水浴場が開かれ、伊藤博文が居を構えたことなどから、各界の名士の邸宅が立ち並ぶようになり、良好な住宅・別荘地として全国に知られるようになりました。

現在は、豊かな自然や歴史を生かし、首都圏近郊の住宅地、観光地として発展しています。

（２）大磯町の地勢 ～県央南部に位置する海岸沿いのまち～

◇ 県央南部に位置するまち

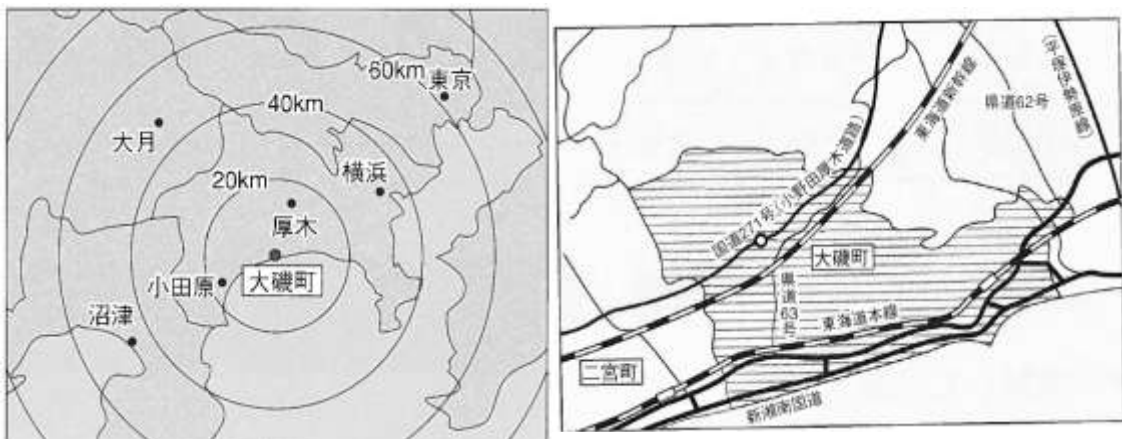
本町は神奈川県の中央南部に位置し、東と北は平塚市、西は二宮町に接し、南は相模湾に面しています。主要都市との距離は、横浜市とは約 30km、東京都心とは約 68km であり、鉄道時間距離でみると、それぞれ約 45 分、約 1 時間 15 分となっています。

◇ 主要な幹線交通

東西方向に都市間交通の幹線道路となっている国道 1 号、新湘南国道（西湘バイパス）、県央地域への重要な連絡路線の国道 271 号（小田原厚木道路）があり、南北方向に県道 62 号（平塚秦野線）、県道 63 号（相模原大磯線）があります。

また、JR 東海道本線が東西に伸び、JR 大磯駅が開設されています。丘陵地帯には JR 東海道新幹線が横断しています。

■位置図・交通網図



（３）地形・気象 ～温暖で風光明媚なまち～

◇ 町土の約６割が丘陵地

本町は東西 7.6km、南北約 2km でやや長方形となっており、面積 17.232k m² となっています。

北部は高麗山（165m）、千畳敷（180m）、鷹取山（219m）と 200m 程度の低い山地、丘陵が形成され、町域の 65%を占めています。南部には平坦地が広がり、国道 1 号沿いに市街地が形成されており、海岸線へと続いています。

■ 地勢図



◇ 温暖な気候

相模湾沿岸を暖流が流れているため、本町もこの影響を受けて温暖な気候であり、平成 19 年から 23 年までの平均気温は 16.1℃、年平均降雨量は 1,509.7mm となっており、本町は、避寒、避暑の適地として格好の条件を備えています。

■ 平均気温、降雨量

	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平 均
平均気温 (℃)	16.3	16.0	16.1	16.3	15.9	16.1
降雨量 (mm)	1,324.5	1,722.0	1,438.0	1,778.5	1,285.5	1,509.7

出典：消防年報

（４）人口・産業 ～良好な住宅地、観光地として発展してきたまち～

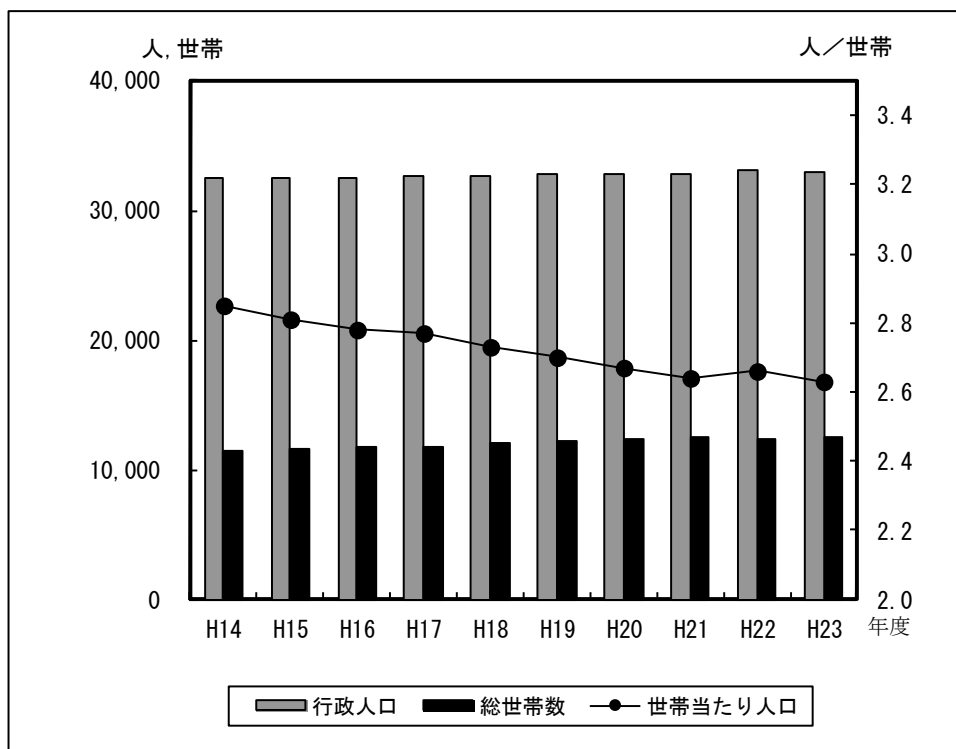
◇ ゆるやかに増加している人口

平成 23 年 10 月 1 日現在の本町の人口は 32,986 人、世帯数は 12,541 世帯となっています。

平成 14 年から 23 年までの過去 10 年間に人口は 1.02 倍、世帯数は 1.10 倍となっており、ゆるやかに増加しています。

■ 人口・世帯数の推移

年度	行政人口(人)	総世帯数(世帯)	世帯当たり人口 (人／世帯)
平成14年	32,441	11,384	2.85
平成15年	32,551	11,576	2.81
平成16年	32,499	11,699	2.78
平成17年	32,590	11,768	2.77
平成18年	32,722	11,996	2.73
平成19年	32,776	12,123	2.70
平成20年	32,837	12,314	2.67
平成21年	32,859	12,459	2.64
平成22年	33,032	12,416	2.66
平成23年	32,986	12,541	2.63



出典：大磯の統計（各年 10 月 1 日）

◇ 自然や歴史資源を生かした日帰り観光のまち

本町は恵まれた自然環境や歴史・文化遺産を有する首都圏内の日帰り観光地となっており、年間観光客数は平成 23 年度、約 83 万 9 千人となっています。

観光資源としては、大磯海水浴場、太平洋岸自転車道など海浜のレクリエーション的資源、高麗山、鷹取山などでのハイキングなど自然的資源、嶋立庵、旧島崎藤村邸など歴史・文化的資源が点在しています。



■ 高麗山



■ 嶋立庵

2 自然環境

（１）みどり ～大磯丘陵に広がる森林、みかん畑などの身近な自然～

◇ 大磯丘陵に広がる二次林や自然林

本町は、北東部に高麗山、北西部に鷹取山などの丘陵地が広がり、豊富な森林資源を有しています。その植生をみると、スダジイやタブなどの自然林、イヌシデ・コナラなどの雑木林、スギ・ヒノキなどの人工林などから形成されています。特に、高麗山の自然林と鷹取山の社叢林は貴重な自然資源の宝庫として神奈川県天然記念物に指定されています。

また、海岸線沿いや国道１号沿いには松林や松並木が連なっており、海岸砂丘には、町の花であるハマヒルガオなどの砂丘植生が発達しています。

本町の植物は 139 科・1,037 種類に及び、神奈川県下でも有数の植物相の豊かな町であるといえます。（出典：大磯町史９別編自然）

◇ 山裾に広がるみかん畑などの果樹園や田畑

本町の農地は、鷹取山の山裾や中央の丘陵地域にみかん畑などの果樹園、山裾から平坦地にかけては田畑が広がっており、丘陵地の緑とともに、身近な自然となっています。

本町の農業は自然を支える貴重な役割を担っているといえます。しかしながら、農業の後継者不足などにより、農地面積は減少傾向にあります。



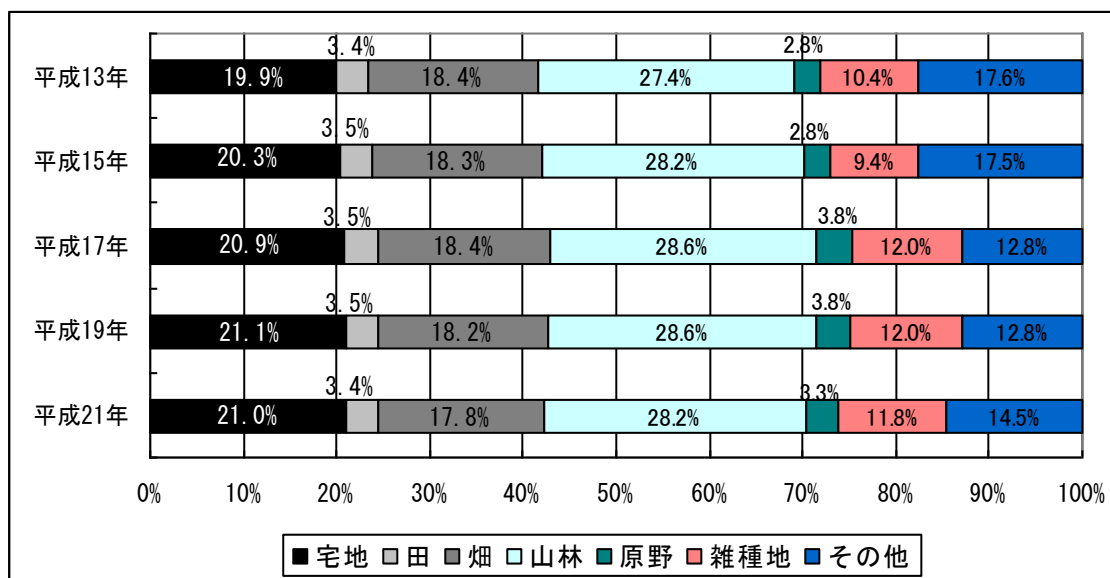
■ みかん畑

◇ 自然的土地利用の推移

平成 21 年現在の土地利用の状況を見ると山林が約 28%、田畑が約 21%を占め、約 5 割が自然的土地利用となっており、緑に恵まれた環境といえます。

平成 13 年からの推移を見ると、自然的土地利用はやや減少していますが、ほぼ同じ割合で推移しています。

■ 土地利用の推移



出典：大磯の統計

（２）水 ～海や河川など豊かな水環境～

◇ 豊富な海の恵み

本町には、東西約 5.4km にわたって相模湾の海岸線が広がっています。

明治 18 年に、照ヶ崎海岸に日本で最初の海水浴場が開設され、現在も、海水浴やサーフィンなどで海辺は賑わいを見せています。

また、大磯沖合は相模湾でも有数の漁場として知られ、古くから海の恵みを生活の糧にしていました。現在でも、定置網などによる沿岸漁業が行われ、一年を通じて様々な種類の魚が水揚げされています。

しかし、河川上流から流れ込む漂流ごみや、釣り人が放置する針や仕掛けなど、海辺の環境悪化が問題となっています。



■ 大磯海水浴場

◇ 大磯丘陵を源とする河川

本町の河川は、丹沢山系を源とする花水川、大磯丘陵を源とし市街地を流れる三沢川、鷗立川、血洗川や葛川と合流する不動川などがあり、すべて相模湾に注いでいます。

しかし、近年の都市化とともに水辺の自然が減少しています。

■ 河川分布図



(3) 生物 ～大磯丘陵や河川、磯などに生息している多様な生き物～

◇ 多様な生物が生息する大磯丘陵や河川・磯

高麗山や鷹取山をはじめ丘陵地の森林や河川・磯部には、多様な生物が生息しています。

高麗山や鷹取山では、ノウサギなどが見られ、住宅地と隣接する雑木林や農地では、タヌキなどが見られます。河川の上流部など良好な環境が保たれている場所では、ホトケドジョウやホタルなどの貴重な生き物が生息しています。

また、照ヶ崎海岸には、神奈川県指定天然記念物であり町の鳥であるアオバトが海水を飲みに飛来します。

しかしながら、都市化の進行により、生物の生息地は年々狭くなっているといえます。



■ アオバト

～自然環境の課題～

本町は高麗山、鷹取山など丘陵地の森林から山裾のみかん畑などの農地、平坦部の市街地、相模湾に注ぐ河川、海岸までの多様な自然環境を有していることが特徴です。このような多様な自然環境に応じて、丘陵地や農地、雑木林にはノウサギ、タヌキなどの動物、河川の上流部など良好な環境が保たれている場所では、ホトケドジョウやホタルなどが生息し、照ヶ崎海岸にはアオバトが飛来するなど多種多様な生物が生息しています。

しかし、近年では都市的土地利用への転換が進み、全体的に自然が減少しており、生物の生息環境も悪化しています。

それぞれの地域に応じた適切な保全策を講じ、自然を保全・創出し、多様な生物の生息環境を維持していくことが必要です。

特に、丘陵地から農地、市街地を通り、相模湾に注いでいる河川を軸に、森林の手入れや水辺の自然の再生、農地の活用を図り、健全な水循環の創出を図ることが必要です。



3 都市環境

(1) 景観 ～大磯固有の良好な自然景観・歴史景観・都市景観～

◇ 大磯らしい良好な景観

本町は高麗山、鷹取山などの山並みやこゆるぎの浜などの自然海岸、富士山が見渡せる良好な眺望点を有しており、高麗山は「かながわの景勝 50 選」に指定され、こゆるぎの浜は「日本の渚百選」に選ばれています。

また、屋敷林・いけがきなど緑豊かな住宅地の街並みや海岸沿いの松林、旧東海道の松並木、社寺林、旧大隈重信邸（現古河電工大磯荘）・旧吉田茂邸など海岸沿いの緑に囲まれた別荘地の街並みが、大磯らしい景観の要素となっています。

しかし、屋敷林など緑と調和した優れた景観が宅地開発などにより損なわれています。

一方、より質の高い景観、自然を生かした景観を創り出していこうとする機運も高まっています。



■ こゆるぎの浜

◇ 代々継承されてきた歴史・文化資源

本町には古墳や鳴立庵、旧島崎藤村邸、神社仏閣など県及び町指定の文化財をはじめ、埋蔵文化財、歴史・民俗資料などの貴重な文化財が、比較的良好な状態で保存されています。また、国の文化財に指定されている左義長や小磯の七夕、また、御船祭や千年以上の歴史がある相模国府祭など、幾世代にわたって受け継がれてきた伝統行事があります。

本町では、埋蔵文化財の発掘や調査を行うとともに、郷土資料館を拠点にこれらの資料を活用し、生涯学習と連携して地域に根ざした活動を行っています。



■ 大磯左義長



■ 相模国府祭

（２）都市構造 ～コンパクトなまちで自動車に依存した交通体系～

◇ コンパクトなまち

本町の市街地は、丘陵と海岸に挟まれた地形上の制約により、国道１号を軸として東西方向に帯状に広がる都市構造となっており、ＪＲ大磯駅周辺と国府支所周辺の２地区が中心商業地となった比較的コンパクトなまちとなっています。

土地区画整理事業などの市街地整備事業は、量的にも規模的にも少なく、本町の市街地整備は石神台などの開発行為によるところが大きいといえ、人口集中地区（ＤＩＤ※１）も西部地区を中心に拡大しています。

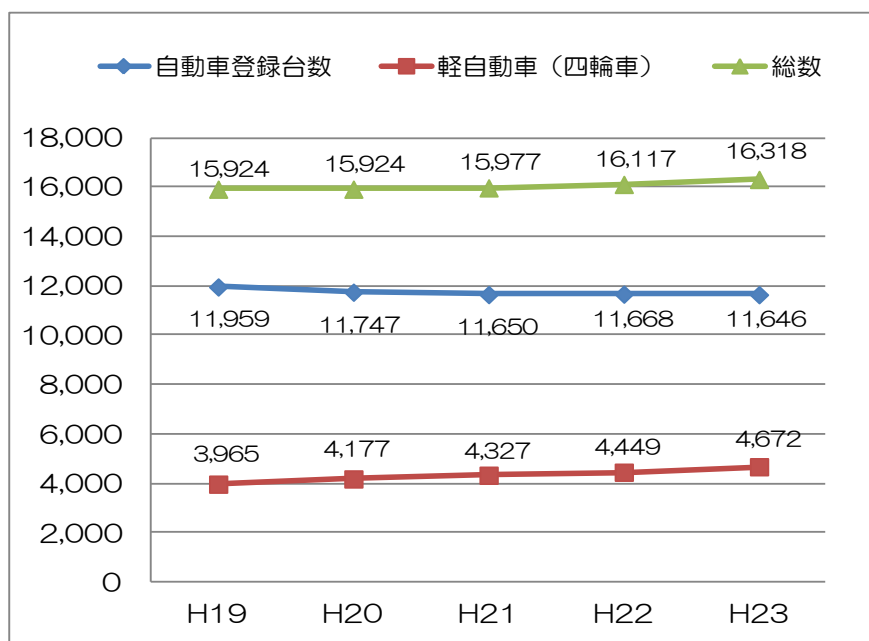
◇ 自動車に依存した交通体系

本町の幹線道路網は、国道５路線、県道４路線で構成されています。国道１号や国道１３４号は通過交通も多く、平日の朝や休日の午後には渋滞が発生します。

公共交通機関としては、ＪＲ東海道本線と町内各所を結ぶバス路線等があります。バス路線は２３路線ありますが、運行回数の少ない路線や運行時間の短い路線、バスの運行がされていない不便地区があります。

自動車保有台数は１世帯に約１.３台となっており、ほぼ横ばいで推移しています。起伏の多い地形条件ということもあり、一部の地域によっては自動車に依存した生活となっていることが伺えます。

■ 自動車保有台数の推移（単位：台）



出典：大磯の統計

※１ 人口集中地区（DID）…人口密度が１ｋ㎡あたり約４,０００人以上の地区が集合し、合計人口が５,０００人以上の地域。

◇ 市街地内の良好な緑

寺社・境内の緑地や大宅地の屋敷林、海岸沿いの松林や旧東海道の松並木などが市街地の貴重な緑となっています。

また、県立大磯城山公園などの風致公園が2箇所、大磯運動公園、街区公園 41 箇所と都市緑地 8 箇所があります。

■ 東海道松並木



～都市環境の課題～

高麗山、鷹取山などの山並みやこゆるぎの浜などの自然海岸、海岸沿いの松林、旧東海道の松並木、社寺林や屋敷林などの自然資源のほか、旧大隈重信邸（現古河電工大磯荘）など緑に囲まれた別荘地の街並み、鷗立庵などの歴史資源が大磯らしい良好な景観を形成しています。

しかし、これらの優れた景観が宅地開発などのさまざまな機会により損なわれています。今後は、町・町民・事業者が協働によるまちづくりを進め、良好な景観資源の保全と地域の特性を生かした景観形成を図る必要があります。

また、本町は丘陵地が海岸近くまでせまり、市街地は国道 1 号沿いに帯状に広がる都市構造となっており、大磯駅周辺と国府支所周辺の 2 地区が中心商業地となった比較的コンパクトなまちとなっています。

このような都市構造を踏まえ、市街地が丘陵地まで無秩序に拡大化することを抑制するとともに、市街地内において、住宅・商業機能などの充実を図り、身近な範囲で日常生活が完結するコンパクトなまちづくりをしていく必要があります。また、開発する場合は、計画的な土地利用や自然との共生を図ることが必要です。

このようなコンパクトなまちづくりを支える交通としては、自動車からバス・自転車・徒歩への転換を促進し、環境負荷の少ない交通体系としていく必要があります。そのためには、自動車利用の抑制やバス交通の確保、歩道のネットワークづくりなどを行う必要があります。

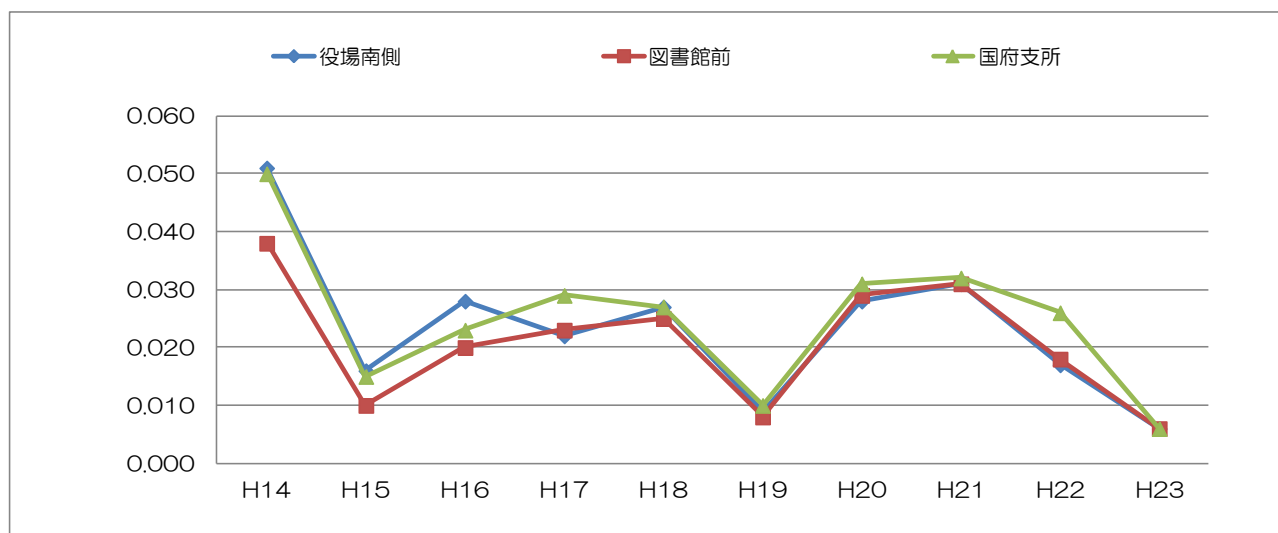
4 生活環境

（１）大気 ～二酸化窒素でみる大気の状態～

◇ 二酸化窒素でみる大気汚染

大気汚染物質のうち、主に自動車から排出される二酸化窒素の濃度は、ほぼ横ばいに推移しており、すべての調査地点において環境基準を上回っていません。

■ 二酸化窒素濃度の推移（単位：ppm）



出典：大磯の統計

（注）試料採取方法…液体捕集法

測定方法…ザルツマン試薬を用いる吸光光度法

測定回数…年1回（冬期に実施）

採取時間帯…正午から翌日の正午までの24時間

環境基準…人間の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準（規制基準ではない）

平均値が0.04～0.06ppmまたはそれ以下

（注）ppm…濃度の単位で、100万分の1を表す。例えば、水1トンに物質が1グラム混ざっている場合は1ppmとなる。

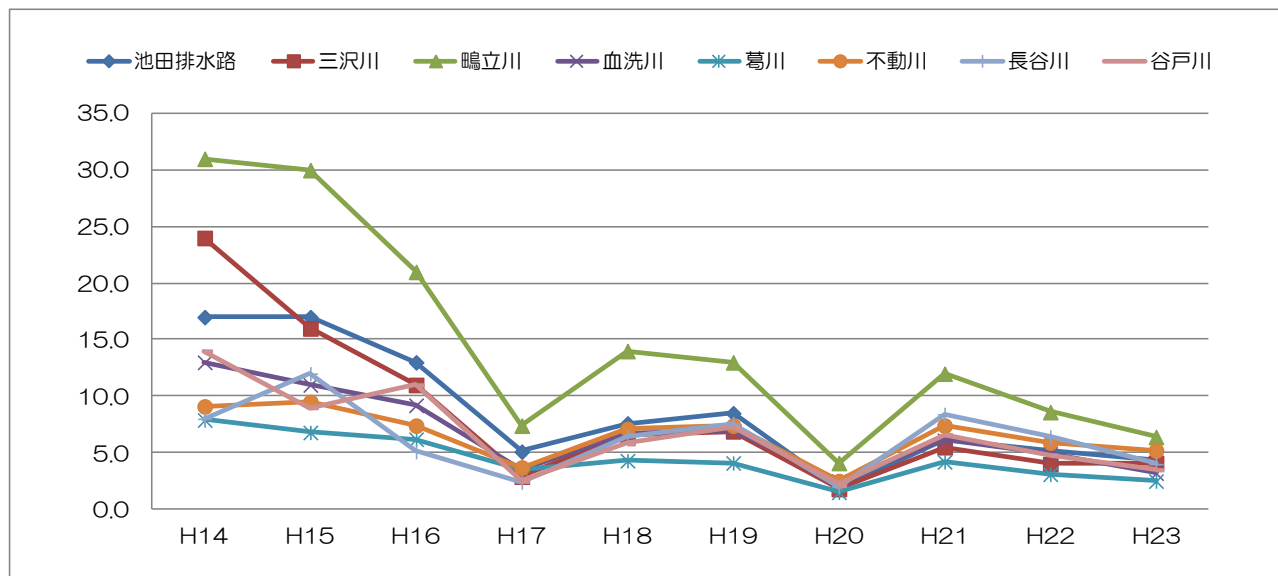
（２）水質 ～水質が改善されつつある河川や海域の水質～

◇ BODでみる河川の水質

水質汚濁の指標であるBOD※¹（生物化学的酸素要求量）は、下水道の普及により過去10年で大きく改善しており、平成20年度ではすべての河川において環境基準を下回り、平成23年度においてもほぼ環境基準を満たしています。

※1 BOD（生物化学的酸素要求量）…水中の有機物を微生物が分解した際に消費された酸素の量で、河川の有機汚濁を測る指標である。有機汚濁物質が多いほど高い数値を示す。

■ 河川の BOD の推移（単位：mg/l）



出典：大磯の統計

（注）測定方法…電極法

測定回数…年6回（数値は平均値）

環境基準…人間の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準（規制基準ではない）

5mg/l 以下

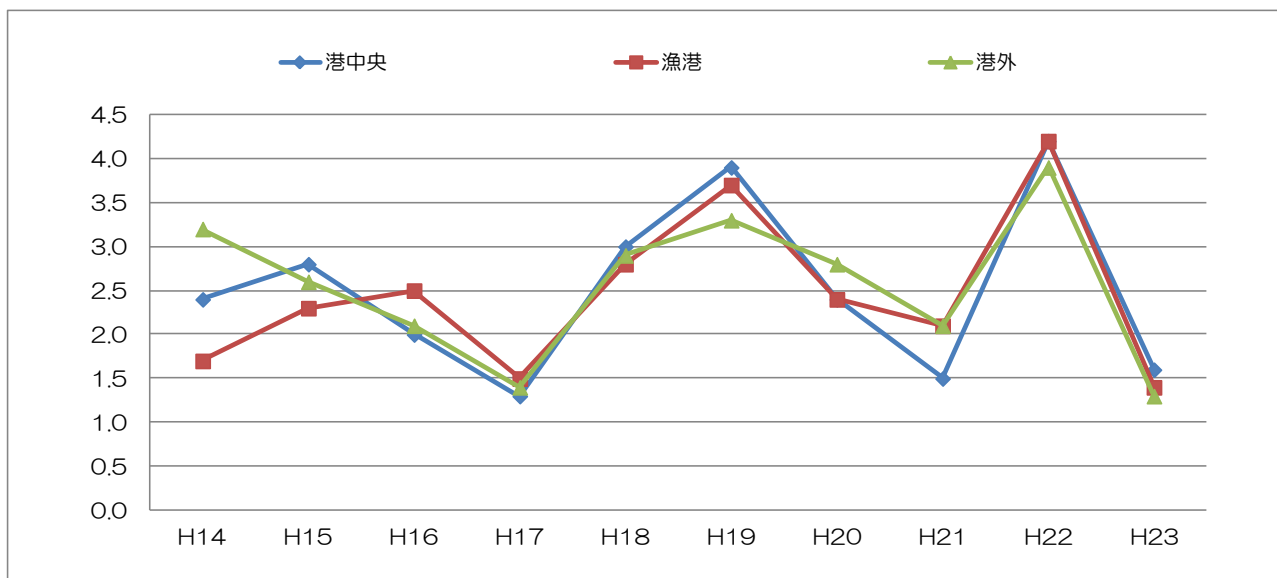


■ 葛川

◇ CODでみる海域の水質

海域のCOD^{※2}（化学的酸素要求量）は、過去10年では環境基準を上回る年度が多いですが、平成23年度ではすべての地点で環境基準を満たしており、おおむね改善傾向にあります。

■ 海域のCODの推移（単位：mg/l）



出典：大磯の統計

（注）測定方法…滴定法

測定回数…年6回（数値は平均値）

環境基準…人間の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準（規制基準ではない）

2mg/l以下



■ 大磯港

※2 COD（化学的酸素要求量）…海域・湖沼の有機汚濁物質等による水質汚濁の程度を示す数値で、水中の有機物などの汚濁源となる物質の量を、過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化するときに消費される酸素量（mg/l）として表したものである。数値が高いほど有機物の量が多く、汚濁が進んでいることを示す。

（３）騒音・振動 ～自動車騒音や建設工事に伴う騒音の発生～

◇ 騒音・振動に対する苦情の発生

幹線道路などでの自動車騒音や建設工事などに伴う騒音についての不満、苦情については、年数件町に寄せられています。また、振動に対する苦情は平成 20 年に 1 件、平成 21 年に 2 件寄せられています。

■ 苦情件数（件）

内容 \ 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
排水・水質	3	4	6	6	1
騒 音	0	8	8	6	1
振 動	0	1	2	0	0
悪 臭	2	6	2	3	5
大気汚染	10	12	8	11	7
不法投棄	34	64	47	67	67
計	49	95	73	93	81

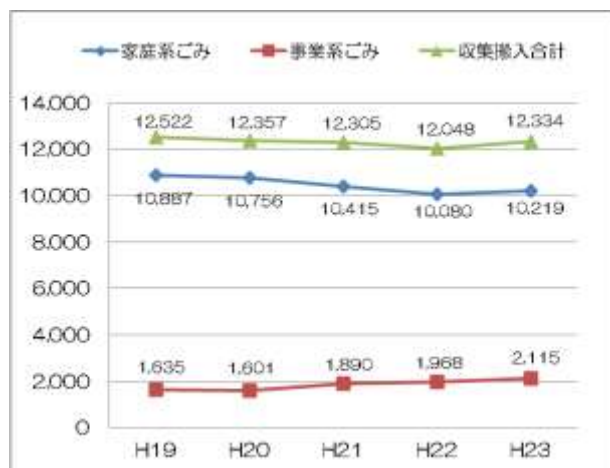
出典：環境美化センター統計資料

（４）ごみ ～減少傾向にあるごみの排出量、後を絶たない不法投棄の状況～

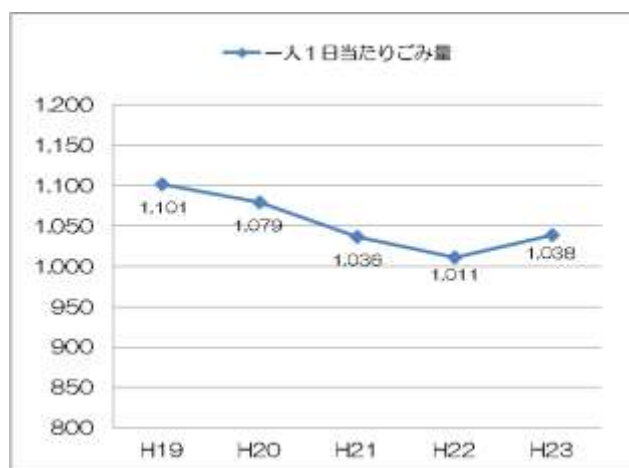
◇ 減少傾向にあるごみの排出量

平成 23 年度現在、ごみの収集搬入量は 12,334 t となっており、一人 1 日当たりの排出量に換算すると約 1,038 g となります。収集搬入量合計は平成 19 年度からほぼ横ばいに推移しています。また、一人 1 日当たりの排出量も収集搬入量と同様に推移しています。

■ ごみの収集搬入量の推移（単位：t）



■ 一人 1 日当たりごみ量の推移（単位：g）



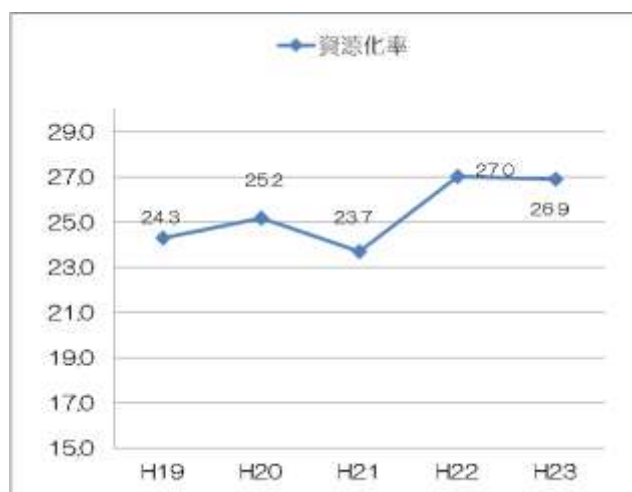
出典：環境美化センター統計資料

◇ 資源化率

本町では、燃せるごみ、リサイクルできないプラスチック類のほか資源ごみ、粗大ごみ、不燃ごみなど6区分 15 分別のごみ収集を行っており、リサイクルを推進しています。平成 23 年度現在、資源化率は 26.9%です。

収集されたごみは環境美化センターで処理され、リサイクルが行われていますが、焼却残渣などについては、町内に最終処分場がないため県外に埋立て処分しています。

■ 資源化率の推移



出典：環境美化センター統計資料

◇ 後を絶たないごみのポイ捨て・不法投棄

町民の美化意識向上のために町ぐるみ美化キャンペーンや、ボランティア団体による美化推進運動が行われています。

しかし、行楽地などのごみの散乱、道路・河川へのごみのポイ捨て、廃棄物の不法投棄などが後を絶たない状況にあります。

■ 不法投棄件数の推移（単位：件）

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
不法投棄件数	34	64	47	67	67

出典：環境美化センター統計資料

■ 町ぐるみ美化キャンペーン



（５）化学物質 ～環境基準を達成しているダイオキシン類～

◇ ダイオキシン類

平成 23 年度の大気、土壌、地下水におけるダイオキシン類の測定値は環境基準を下回っています。

また、ごみ処理施設における排出ガスのダイオキシン類の測定値は、大気排出基準を下回っています。

■ 大気調査（単位：pg - TEQ／m³）

	石神台西公園	虫窪スポーツ広場	虫窪下田地区	環境基準
平成 14 年度	0.086	0.068	0.075	0.6 以下
平成 23 年度	0.018	0.017	0.018	

■ 土壌調査（単位：pg - TEQ／g） ＊ 環境基準：1,000 以下

	石神台西公園	虫窪スポーツ広場	虫窪下田地区	環境基準
平成 14 年度	3.3	2.2	19.0	1,000 以下
平成 23 年度	2.1	3.9	16.0	

■ 地下水調査（単位：pg - TEQ／l）

	虫窪下田地区	環境基準
平成 14 年度	0.046	1.0 以下
平成 23 年度	0.063	

■ ごみ処理施設の調査

【排ガス】（単位：ng-TEQ／N m³）

	1 号炉	2 号炉	規制値
平成 14 年度	0.064	0.091	1.0
平成 23 年度	0.097	0.064	

【焼却灰】（単位：ng-TEQ／g）

	集じん灰	炉下灰	規制値
平成 14 年度	0.62	0.0020	適用なし
平成 23 年度	0.37	0.00000075	3.0 以下

出典：以上、環境美化センター統計資料

～生活環境の課題～

大気汚染については、二酸化窒素の濃度でみると、ほぼ横ばいで推移しているといえます。これは製造業の事業所数の減少と、自動車保有台数がほぼ横ばいで推移していることが要因であると考えられます。

今後も自動車に依存した生活や事業活動の見直しなどにより、自動車からの排気ガスの低減を引き続き図っていく必要があります。

河川水質及び海域の水質については、下水道の普及により環境基準を概ね満たしていますが、水質汚濁の原因は生活排水によるものが大きいと考えられるため、更なる水質保全に向けて、下水道の普及、及び下水道整備区域外の地域では合併処理浄化槽の普及を図っていく必要があります。

ごみの排出量については、ほぼ横ばいで推移していますが、一人1日当たりのごみ量は近隣市町と比較すると依然として多い状況にあります。また、行楽地などのごみの散乱や不法投棄も問題となっています。観光客を含めた市民の意識啓発により、3R（リデュース（排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））の推進、ごみの散乱・不法投棄の防止などにより循環型社会を構築する必要があります。

本町では事業所からの公害は特に大きな問題とはなっていませんが、自動車などによる日常生活から生じる騒音・振動、悪臭、また、屋外燃焼行為（野焼き）からのばい煙※¹による被害など、身近な生活環境に対する苦情が発生しています。このような生活型公害に対する対策が必要となっています。



※1 ばい煙…すすと煙のことで、特に不完全燃焼で発生する大気汚染物質である。大気汚染防止法は物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物やばいじん、物の燃焼・合成・分解などにより生ずるカドミウム・塩素・フッ素・フッ化水素・フッ化ケイ素・鉛その他の有害物質をばい煙としている。

5 地球環境

(1) 地球環境 ～深刻化する地球環境問題～

◇ 地球環境問題と大きくかかわっている生活や事業活動

地球温暖化、オゾン層の破壊などの地球環境問題は、人間を含むすべての生物の生存基盤に大きな影響を及ぼす深刻な問題です。地球環境問題は地球環境から資源を取り出し、エネルギーを利用して加工し、廃棄物を排出するといった人の活動そのものに原因があります。

地球環境問題への対応は世界的にも様々な取り組みが行われていますが、私たち町民一人ひとりが生活様式や事業活動を見直し、環境に負荷の少ないものへと変えていくことが重要になっています。

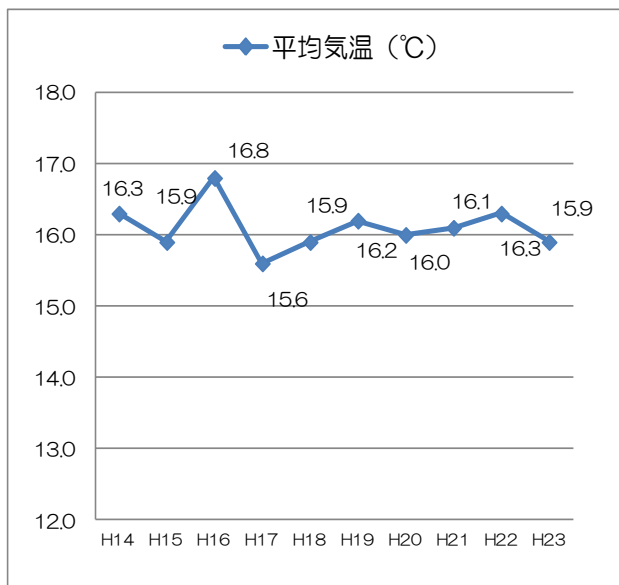
◇ 地球温暖化

石油や石炭などの化石燃料を燃やすと二酸化炭素などの温室効果ガスが排出され、そのために地球の温暖化が進みます。地球温暖化が進むと、海面上昇による沿岸地域の水没や異常気象の発生、熱帯性の病気の急増が懸念されます。

全国的に1年を通じて最低気温が上昇する傾向にあり、それにつれて年間平均気温も上昇しています。

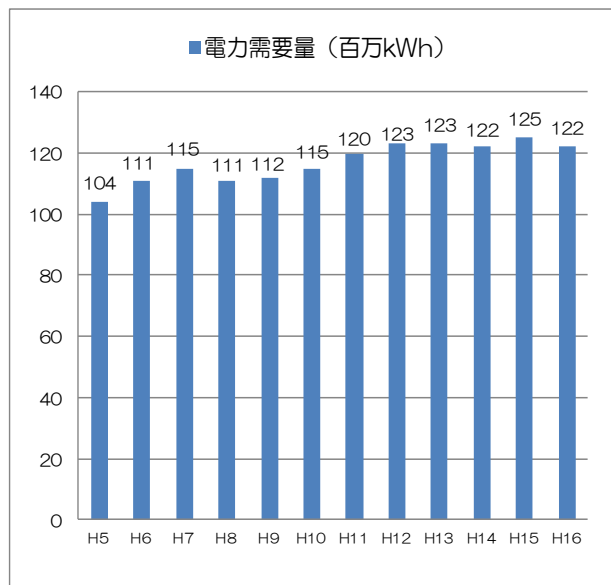
町では、平成23年2月に「大磯町地球温暖化対策実行計画」を策定し、町役場ほか公共施設の排出する温室効果ガスの削減に努めていますが、エネルギー利用量の増加などにより排出される温室効果ガスを削減し、環境に負荷をかけない社会を実現するために、更なるエネルギー消費量の低減が必要です。

■ 平均気温の推移



出典：大磯の統計

■ 電灯・電力需要量の推移



出典：東京電力(株) 平塚支社

～地球環境の課題～

本町におけるエネルギー利用量や自動車保有台数は、ほぼ横ばいの状況にあります。地球環境問題に対応するには、これを地域の環境問題としてとらえていく必要があります。そのためには、私たちの日常生活や事業活動が地球環境と深い関わりがあることを認識し、大量生産・大量消費・大量廃棄型の生活様式や事業活動を見直し、環境へ負荷をかけない持続可能な循環型の地域社会を形成していくことが求められています。

また、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災、福島原子力発電所の事故を契機として、限られた資源を守り、自然エネルギーなどの新たなエネルギーへの転換について考えなければなりません。

したがって、町民は省資源・省エネルギーやグリーン購入※¹、また自然エネルギーの活用などの環境に負荷の少ない生活様式を定着させていく必要があります。

また、本町は農業、漁業、工業、商業、観光産業などの多様な産業形態となっていますが、今後はそれぞれの業種が身近な消費者である町民と協力しながら、産業間の連携を深め、環境負荷の少ない産業の仕組みをつくっていく必要があります。また、近隣自治体などとの広域的な連携や国際的な地球環境保全の取組みへの協力なども積極的に行うことが必要です。



※1 グリーン購入…商品やサービスを購入する際に、価格、機能、品質だけでなく、「環境」の視点を重視し、環境への負荷ができるだけ少ないものを優先的に購入することである。

6 環境保全活動など

(1) 環境教育・学習 ～自然体験を通じた取り組み～

◇ 体験的な環境教育・学習の実施

本町では小中学生や親子での参加による自然体験や企画展などを実施しています。

これらの体験などを通じて、町民が環境に興味、親しみを持つことが環境への関心を高め、自主的な取り組みを進めていくための基本となっています。

■ 郷土資料館などでの主な講座

- 海の教室
- 大磯自然観察会
- 海の森クラブ
- みんなで町の自然を調べよう



■ 郷土資料館

(2) 環境保全活動 ～町民による活発な環境保全活動～

◇ 町民や団体による積極的な環境保全活動

本町では環境保全団体などが主体的に緑や里山の保全、ごみの減量、環境美化など環境保全活動に取り組んでいます。



■ ごみ減量化の啓発活動



■ 里山保全活動

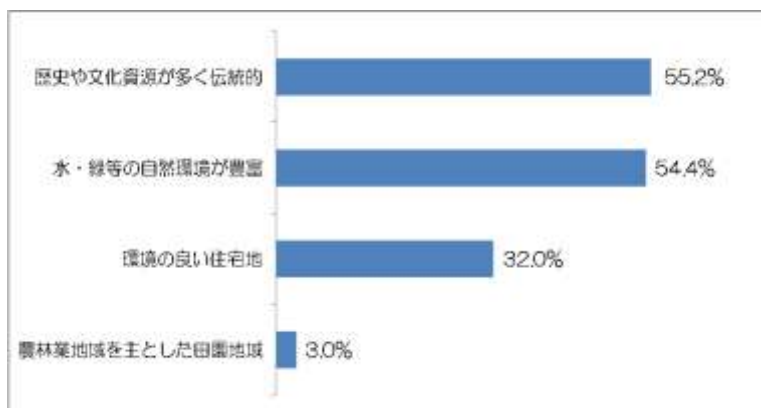
7 町民の環境意識

町民の皆さんの、町の現在の環境に対する評価、今後の環境対策に関する意見などをまとめました。【資料「大磯町まちづくりアンケート調査結果報告書」（平成 20 年 1 月）】

（１）環境への意識 ～自然環境の保全に高い関心～

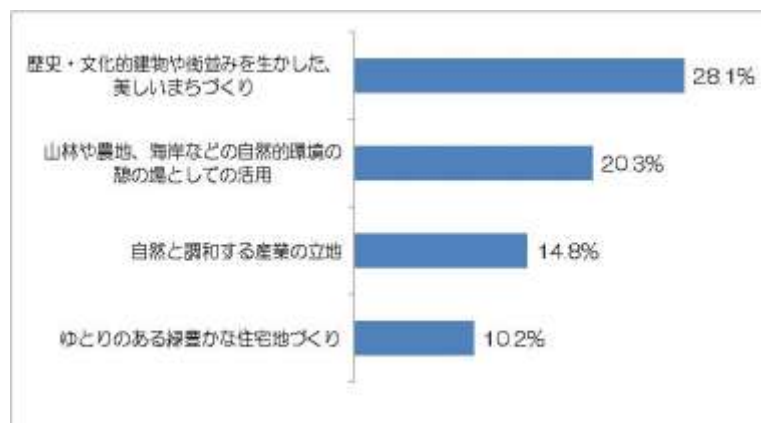
◇ まちのイメージは「歴史・文化資源が多く、自然環境が豊富なまち」

「歴史や文化資源が多く伝統的」、「水・緑等の自然環境が豊富」という回答が目立って高くなっており、「自然環境」、「歴史・文化」を大磯町の特徴と捉える回答が多くなっています。



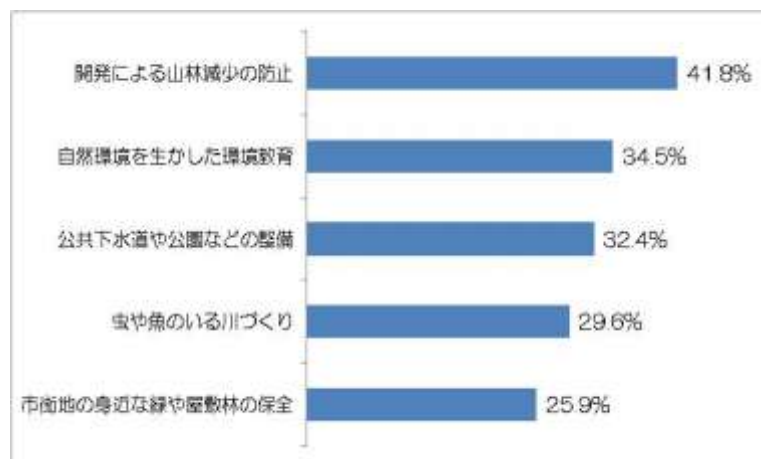
◇ 将来のまちづくりに求めるものは「歴史・文化的な街並み」と「自然環境」

将来のまちづくりの方向性として重視するものとして、「歴史・文化的建物や街並みを生かした、美しいまちづくり」と「自然環境の憩いの場としての活用」への関心が高く、まちづくりに対する「自然環境」への期待の高さが伺えます。



◇ 自然環境保全のためには「開発による自然減少の防止」と「環境教育」

自然環境を保全し活用するために重要な点としては、「開発による山林減少の防止」が目立って多く、開発による自然環境の防止が望まれています。続いて「自然環境を生かした環境教育」についての回答が多くなっており、環境教育の充実も望まれているといえます。



～環境保全活動の課題～

本町では、環境保全団体などが緑の保全やごみの減量などに積極的に取り組んでいます。また、地域による美化活動が活発に行われています。町においても、親子で参加する自然体験などの意識啓発活動を数多く実施しています。

しかし、町民の間でのネットワークや町・町民・事業者の協働による取り組み、体系的なプログラムによる環境教育などは十分に行われているとはいえません。

複雑で多岐にわたる現在の環境問題を解決するためには、町・町民・事業者の主体を越えた協力が不可欠です。また、町民の間での協力やネットワークによる環境保全への取り組みが必要です。

さらには、環境にやさしい行動を促すため、多くの町民が環境の現状や仕組みについて知り、考えるための場を確保し、環境に対する意識の向上を図ることが必要となっております。



第 3 章

基本目標と重点プロジェクト

1 基本目標

豊かな自然と歴史・文化に囲まれた快適なまち 大磯

私たちのまち大磯は、緑豊かな高麗、鷹取の山並みや、こゆるぎの浜に象徴される美しいなぎさと、温暖な気候に恵まれた自然環境を背景に、鷗立庵や旧島崎藤村邸に代表される多くの歴史的文化遺産を有しています。本町は、このような豊かな自然や歴史を生かし、首都圏近郊の良好な住宅地、観光地として、着実に発展を遂げてきました。

しかしながら、私たちの日常生活における豊かさや快適さの追求が、資源やエネルギーを大量に消費して、身近な自然の減少、廃棄物の増大、水質汚濁や大気汚染を引き起こし、環境へ大きな負荷を与えています。

そのため、大磯町環境基本計画では、町民一人ひとりが生活様式や事業活動を見直し、町・町民・事業者・滞在者が協力しながら、豊かな自然や歴史・文化資源を守り、大磯らしいまちを目指し、『豊かな自然と歴史・文化に囲まれた快適なまち 大磯』を基本目標とします。



■ 照ヶ崎海岸



■ 旧島崎藤村邸

2 環境保全への重点プロジェクト

前章までにまとめた大磯町における環境の現状と課題から、町が重点的に取り組むべき5つのプロジェクトを設定するとともに、それぞれの具体的な個別プランを設定します。

（１）自然環境の保全プロジェクト ～豊かな自然とふれあえるまち～

高麗山や鷹取山などの丘陵や里山、山裾に広がるみかん畑などの農地、花水川や葛川などの河川、こゆるぎの浜などの海辺といった多様な自然環境を保全・活用するとともに、多様な生き物の生息環境を保全・創造します。

- ◇ 個別プラン１－① 里山の緑を守り、憩いの場にしよう
- ◇ 個別プラン１－② 農とのふれあいを深め、農地を守ろう
- ◇ 個別プラン１－③ 水辺の自然を守り、親しめる場所にしよう
- ◇ 個別プラン１－④ 生き物とのふれあいを大切にしよう

（２）歴史・文化・景観の保全プロジェクト ～歴史・文化と自然が共生するまち～

緑と調和した住宅地の街並みなど大磯らしい景観の保全・形成に図るとともに、鵜立庵や旧島崎藤村邸などの歴史・文化資源の保全を図ります。

また、環境にやさしいまちづくりを進めるとともに、自然に配慮した交通体系の構築を進めます。

- ◇ 個別プラン２－① 大磯らしい景観づくりを進めよう
- ◇ 個別プラン２－② 大磯の歴史・文化を大切にしよう
- ◇ 個別プラン２－③ 自然と共生するまちづくりを進めよう
- ◇ 個別プラン２－④ 環境にやさしいまちづくりを進めよう



（３）生活環境の保全プロジェクト ～健康で安心して暮らせるまち～

日常生活や事業活動から生じる大気汚染や水質汚濁、騒音・振動を防止するとともに、アスベストやダイオキシン類などの有害化学物質の汚染を防止し、健康で安全な生活環境の保全を図ります。

- ◇ 個別プラン３－① 空気をきれいにしよう
- ◇ 個別プラン３－② 水をきれいにしよう
- ◇ 個別プラン３－③ 静かな暮らしを守ろう

（４）循環型社会の構築プロジェクト ～限りある資源を大切に使うまち～

毎日の生活に欠かせない環境資源は、限りあるものです。地球への思いやりの心を育み、省資源・省エネルギー型のライフスタイルへの変換を図り、環境負荷の少ない循環型社会を構築します。

また、３Ｒ（Reduce ごみの排出抑制、Reuse 再使用、Recycle 再生利用）に基づき、限りある資源を大切にしていきます。

- ◇ 個別プラン４－① ごみの減量とリサイクルを進めよう
- ◇ 個別プラン４－② ごみの適正な分別・処理・処分と環境美化を進めよう
- ◇ 個別プラン４－③ エネルギーの有効活用を進め、地球温暖化を防止しよう
- ◇ 個別プラン４－④ 幅広く地球環境問題に取り組もう

（５）環境教育・学習の推進プロジェクト ～協働による環境づくりをするまち～

自然体験などの環境教育・学習を進め、環境に関する情報を身近にすることで、環境の現状と仕組みについて知り、考え、環境にやさしい行動につなげます。

また、町・町民・事業者・滞在者の協働による取り組みを進めるとともに、自主的な環境保全活動を進めます。

- ◇ 個別プラン５－① 環境に対する意識を高め、行動につなげよう
- ◇ 個別プラン５－② パートナースhipを形成しよう

第 4 章

環境保全に向けた取り組み

1 自然環境の保全プロジェクト ～豊かな自然とふれあえるまち～

（１）個別プラン１－① 里山の緑を守り、憩の場にしよう

里山の緑は、豊かな水循環を支える水源かん養機能をはじめとして、空気の浄化機能や生物の生息空間になるなど、多様な機能を持っています。このような様々な恵みを私たちに与えてくれる里山の緑を保全します。また、緑の大切さを体験しながら楽しく学ぶために、里山とふれあう機会をつくります。

【里山の緑を守り、育てるために…】

○ 町の取り組み

- ① 法規制などにより里山の緑を保全します。（風致地区※¹、緑地保全地区※²など）
- ② みどり基金や保存樹林制度を活用し、緑を保全します。
- ③ 里山の手入れを体験するための「里山ボランティア」を支援します。
- ④ 山林における、人口林の荒廃を防ぎます。（間伐の啓発など）

○ 町民の取り組み

- ① 里山ボランティア活動に参加します。
- ② 木工体験などで間伐材の利用を進めます。

○ 事業者の取り組み

- ① 里山ボランティア活動に対して協力します。（資材や資金の提供など）
- ② 間伐材を有効活用します。

【里山とふれあう機会をつくるために…】

○ 町の取り組み

- ① 町民が里山とふれあう場を確保して、町民へ情報を提供します。
- ② 里山体験学習・講座の開催により、里山とふれあう機会をつくります。
- ③ ハイキングコースの利用を促進します。
- ④ 神奈川県森林インストラクター制度の普及を推進します。

○ 町民の取り組み

- ① 里山体験学習・講座に参加し、森林の働きや恵みについて学習します。
- ② 自然観察、ハイキングなどに出かける機会を増やします。
- ③ 自然観察、ハイキングなどでマナーを守ります。

○ 事業者の取り組み

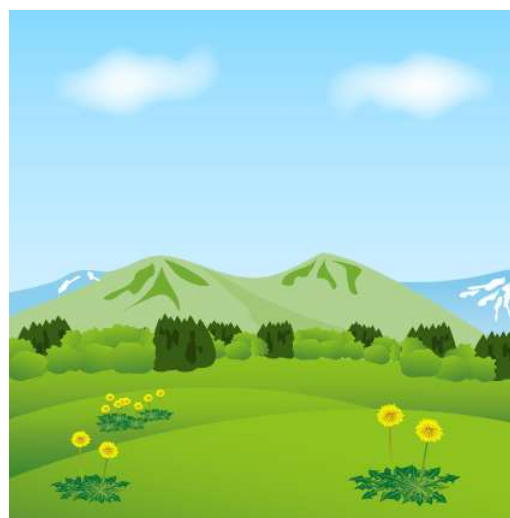
- ① 町民がふれあえる森林の提供に協力します。
- ② 里山体験学習・講座の開催を支援します。

○ 滞在者の取り組み

- ① 自然観察、ハイキングなどでマナーを守ります。

【環境指標と目標値】

指 標	現 状		目 標
都市計画区域内の緑の割合	56%	⇒	60%
竹林整備面積	—	⇒	5ha
里山ボランティア参加人数	12 人	⇒	30 人
里山体験学習の参加者数	—	⇒	100 人



-
- ※1 風致地区…都市計画区域内において風致を維持するため、工作物の構築・除却、宅地の造成、竹木土石の類の採取などを禁止または制限された地区で、都市計画法に基づいて指定される。
- ※2 緑地保全地区…都市計画法に基づく地域地区のひとつ。指定要件等は都市緑地法に定める。昭和40年代後半の高度経済成長のひずみにより、生活環境の悪化は、大都市圏だけではなくってきた。こうした中で地域住民の健康で文化的な都市生活の確保に寄与し、良好な都市環境の形成に資する緑地を保全するため指定される地区。この地区では、通常の管理行為以外は厳しく規制され、その代償として土地の買入れ制度が設けられている。
- ※3 神奈川県森林インストラクター制度…県民の森林と林業についての知識と理解を深め、県民参加による森林づくり運動を指導していくため「神奈川県森林インストラクター」養成事業が平成2年度から平成11年度まで実施され、約187名の神奈川県森林インストラクターが神奈川県知事により認定された。森林インストラクターとして認定された人は、森林づくりボランティア活動、県植樹祭、その他、県や市町村、企業団体などが主催する森林や林業、自然に関するイベント、講習会などの講師指導者として要請され派遣される。

（２）個別プラン１－② 農とのふれあいを深め、農地を守ろう

農地は私たちの食料を供給するだけでなく、自然環境の保全、農業体験・学習など教育の場の提供といった多面的な機能を有しています。本町の自然の一部として重要な役割を担っている農地について、地域農業を支えるしくみをつくるとともに、環境にやさしい農業を進めます。また、農業体験などの農とふれあう機会をつくります。

【地域農業を振興するために…】

○ 町の取り組み

- ① 農業を振興し、農地の保全に努めます。
- ② 自然環境に配慮した農業生産基盤の整備を促進します。
- ③ 環境保全型農業^{※1}を支援します。
- ④ 荒廃農地・遊休農地の有効利用を図ります。
- ⑤ 特産物づくりや直売を支援し、インターネットなどを活用したPRを促進します。
- ⑥ 地場産品の学校教育などでの利用や、町内での販売促進などにより、地場消費を促進します。

○ 町民の取り組み

- ① 地元で生産された農作物の購入に努めます。
- ② 有機栽培や旬の農産物の購入に努めます。
- ③ 援農^{※2}などにより環境保全型農業を支援します。

○ 事業者の取り組み

- ① 有機栽培や無農薬・低農薬栽培など、環境保全型農業に取り組みます。
- ② 家畜ふん尿の適正な処理をします。
- ③ 地元生産、有機栽培、旬の農産物を積極的に販売・購入します。
- ④ 特産品づくりを進めます。
- ⑤ 産直など消費者との連携を進め、消費の拡大を図ります。

【農とふれあう機会をつくるために…】

○ 町の取り組み

- ① 援農システムを推進します。
- ② 荒廃農地・遊休農地などを活用し、誰もが利用できるふれあい市民農園や体験農園などを推進します。
- ③ 農とのふれあい拠点として農業センター構想を検討します。
- ④ みかん狩りなど観光農業を支援します。
- ⑤ 農業体験学習を開催します。

○ 町民の取り組み

- ① 援農に取り組みます。
- ② ふれあい市民農園や体験農園などを利用します。
- ③ 農業体験学習に参加します。

○ 事業者の取り組み

- ① 荒廃農地・遊休農地などを活用し、ふれあい農園や体験農園など農とふれあう場を提供します。
- ② 農業体験学習の開催に協力します。

【環境指標と目標値】

指 標	現 状		目 標
ふれあい市民農園の区画数	258 区画	⇒	300 区画
体験農園の開設箇所数	—	⇒	2箇所
農業体験学習の参加者数	年間 30 人	⇒	年間 50 人
地場産品の学校給食普及率	9.5%	⇒	15.0%



■ 親子ふれあい収穫体験

※1 環境保全型農業…農業のもつ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくりなどを通じて化学肥料・農薬の使用などによる環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業である。化学肥料・農薬などを慣行の2割程度節減するタイプⅠ、リサイクル推進によりいっそう環境負荷を軽減するタイプⅡ～タイプⅣ、化学肥料・農薬を慣行の5割以下ないし、まったく使用しない栽培方法の減（無）化学肥料栽培・減（無）農薬栽培、化学肥料・農薬に基本的に依存しない有機農業など、多様なタイプに分類される。

※2 援農…農作業労働を手伝い、助けること。特に、有機農作物の産直などで、消費者による生産状況の理解と農業体験、労働力不足を補うために、消費者が農作業を手伝うこと。

（３）個別プラン１－③ 水辺の自然を守り、親しめる場所にしよう

本町に降った雨は、里山などの森林を育み、川を通り相模湾に流れるとともに、地下水として貯えられます。生き物の生息や私たちの暮らし、産業はこの豊かな水に支えられています。町内を流れる河川の流量確保や自然再生、地下水・湧水の保全、なぎさの保全などにより健全な水環境を確保します。また、海水浴や水遊びなど水とふれあえる場としての環境づくりを進めます。

【健全な水環境を確保するために…】

○ 町の取り組み

- ① 関係機関と連携し、河川整備や改修に際しては、多自然型護岸の整備を促進します。
- ② 雨水貯留槽のPRなどにより、雨水利用を促進します。
- ③ 雨水浸透ます^{※１}の設置や透水性舗装^{※２}材の利用推進などにより、地下水のかん養を促します。
- ④ 節水や使用した水の再利用をPRなどにより促進します。
- ⑤ 湧水箇所の調査を行うとともに、湧水環境を保全します。
- ⑥ 関係機関と連携し、なぎさの保全対策を促進します。

○ 町民の取り組み

- ① 節水に心掛けた生活習慣を身につけます。
- ② 雨水貯留槽の設置などにより、雨水利用を進めます。
- ③ 風呂の水を洗濯に利用するなど、使用した水を再利用します。
- ④ 敷地内において、緑の確保や緑化ブロック^{※３}の利用、雨水浸透ますの設置などにより、地下水のかん養を促します。
- ⑤ 水辺の環境保全活動に参加します。

○ 事業者の取り組み

- ① 節水型製品の利用などにより、節水をします。
- ② 雨水貯留槽の設置などにより、雨水の利用を進めます。
- ③ 生産工程などでの水の循環利用を進めます。
- ④ 敷地内において、緑の確保や緑化ブロックの利用、雨水浸透ますの設置などにより、地下水のかん養を促します。
- ⑤ 水辺の環境保全活動に参加・協力します。

○ 滞在者の取り組み

- ① 水辺の環境保全活動に参加します。

【水とふれあえる場をつくるために…】

○ 町の取り組み

- ① 関係機関と連携し、河川や農業用水路などに、親水空間の整備を促進します。
- ② 関係機関と連携し、海水浴場の再整備を検討します。
- ③ なぎさや河川、湧水など水とふれあう自然体験学習を開催します。
- ④ 関係機関と連携し、大磯港周辺の環境を保全・整備します。
- ⑤ 釣りや海水浴などでのマナー向上を促進します。

○ 町民の取り組み

- ① なぎさや河川、湧水など水とふれあう自然体験学習に参加します。
- ② 海水浴や水遊びなど水とのふれあいを大切にします。
- ③ 釣りや海水浴などでのマナーを守ります。

○ 事業者の取り組み

- ① なぎさや河川、湧水など水とふれあう自然体験学習を開催に協力します。
- ② 水辺の環境保全活動に参加・協力します。

○ 滞在者の取り組み

- ① なぎさや河川、湧水など水とふれあう自然体験学習に参加します。
- ② 釣りや海水浴などでのマナーを守ります。

【環境指標と目標値】

指 標	現 状	目 標
雨水貯留槽の設置への補助件数	— ⇒	補助制度創設
水辺の自然体験・学習への参加者数	年間 72 人 ⇒	年間 100 人



■ 磯の生物観察会

※1 雨水浸透ます…屋根に降った雨水を樋で集めて、地下に浸透させる施設で、一般の民家などに設置し、地下水のかん養に役立てるものである。

※2 透水性舗装…道路や地表の舗装面上に降った雨水を、すきまが多い舗装材の特質を利用して地中に浸透させる舗装工法である。主に歩道などに使用される例が多く、地下水の保全・かん養や都市型洪水防止効果が期待されている。

※3 緑化ブロック…穴のあいたコンクリートブロックのことである。ブロックの穴に土と植物の種を入れて使用する。

(4) 個別プラン1ー④ 生き物とのふれあいを大切にしよう

里山などの豊かな緑や農地、河川、なぎさなどの水辺は、動物、鳥、昆虫、植物などの生き物の多様な生息空間となっており、私たちに安らぎを与えてくれます。このような生き物の生息環境を保全するとともに、学校や庭などの身近な場所にビオトープ（生物の生息空間）をつくり、住民参加による生き物調査などを通じて、生き物とのふれあいを大切にします。

【生き物の生息環境を守り、育てるために…】

○ 町の取り組み

- ① 町の環境と生態系についての調査・研究を推進します。
- ② 開発に対して、町のチェックシートにより動植物の環境保全対策に努めます。
- ③ 生態系の仕組みを知る機会をつくり、生き物の生息環境の保全に対する意識啓発を行います。
- ④ 地域の生態系に配慮した生物種（郷土種）に関する情報提供を行います。

○ 町民の取り組み

- ① 地域の生態系に配慮した生物種（郷土種）を選定し、緑化に努めます。
- ② ペットを放さないようにします。
- ③ 森林づくりなどの環境保全活動に参加し、生き物の生息環境を守ります。
- ④ 海岸植生のカレンダーづくりなどにより、海岸植生の理解を進め、保全します。

○ 事業者の取り組み

- ① 地域の生態系に配慮した生物種（郷土種）を選定し、緑化に努めます。
- ② 森林づくりなどの環境保全活動に参加し、生き物の生息環境を守ります。

【生き物とのふれあいを大切にするために…】

○ 町の取り組み

- ① 町民参加による生き物調査を行います。
- ② 学校などの公共用地にビオトープをつくることを推進します。
- ③ ビオトープづくりに関する情報提供を行います。
- ④ ホタルなど生き物の保護活動や観察活動を支援します。
- ⑤ 傷病野生鳥獣里親制度を普及します。

○ 町民の取り組み

- ① 実のなる木を植えるなど、鳥や昆虫が訪れる庭づくりを行います。
- ② 生き物調査や生き物の観察会に参加します。
- ③ ホタルなどの生き物の保護活動や観察活動を行います。

○ 事業者の取り組み

- ① 実のなる木を植えるなど、鳥や昆虫が訪れる庭づくりを行います。
- ② 生き物調査や生き物の観察会に参加します。
- ③ ホタルなどの生き物の保護活動や観察活動を行います。

【環境指標と目標値】

指 標	現 状		目 標
生き物調査・観察会の参加人数	年間 176 人	⇒	年間 200 人
学校等のビオトープ数	1 箇所	⇒	2 箇所
傷病野生鳥獣の復帰率・里親率	27.6%	⇒	50.0%
生物多様性調査	—	⇒	町データ作成



2 歴史・文化・景観の保全プロジェクト ～歴史・文化と自然が共生するまち～

(1) 個別プラン2-① 大磯らしい景観づくりを進めよう

高麗山、鷹取山などの山並みやこゆるぎの浜などの自然海岸、海岸沿いの松林、旧東海道沿いの松並木、緑豊かな旧別荘地や住宅地の街並みなどが大磯らしい良好な景観を形成しています。このような良好な景観を保全・形成するとともに、家の周りなどの身近な景観の魅力を高めます。

【大磯らしい景観を守り、育てるために…】

○ 町の取り組み

- ① 大磯らしい自然景観の基礎となっている丘陵や海岸の自然景観を保全します。
- ② 白砂青松の海岸景観を形成している松林を維持・保全します。
- ③ 自然や歴史など優れた景観を生かした散策ルートを整備し、沿道の景観誘導を促進します。
- ④ 大磯町景観計画に基づき、総合的な観点から、各地区の特色を生かした景観づくりを促進します。
- ⑤ 地域の特性を生かした良好な景観の保全・形成を図ります。(風致地区、地区計画の活用など)
- ⑥ 建築協定、緑地協定の活用など、地域の主体的な景観保全・形成活動を支援します。
- ⑦ 大磯町みどり交換事業(不用樹木の交換制度)のPRに努めます。
- ⑧ 保存樹^{※1}やシンボルツリー奨励制度等の活用により緑の保全に努めます。
- ⑨ いけがき設置奨励制度によりいけがき緑化を促進します。
- ⑩ 意識啓発や事業者への指導により敷地内の緑化や屋上緑化^{※2}を促進します。

○ 町民の取り組み

- ① 地区計画、建築協定、緑地協定などを活用し、地域で景観の保全・形成に取り組みます。
- ② 建築に際して、できるだけ松林などを維持・保全し、白砂青松の景観の保全に努めます。
- ③ 保存樹やシンボルツリー奨励制度等を活用し、緑の保全に協力します。
- ④ いけがきの設置や敷地内の緑化、屋上緑化を進め、大磯らしい緑あふれる街並みをつくります。

○ 事業者の取り組み

- ① 地区計画、建築協定、緑地協定などを活用し、地域で景観の保全・形成に取

り組みます。

- ② 開発に際して、できるだけ松林などを維持・保全し、白砂青松の景観の保全に努めます。
- ③ 保存樹や市民緑地、シンボルツリー奨励制度等を活用し、緑の保全に協力します。
- ④ いけがきの設置や敷地内の緑化、屋上緑化を進め、大磯らしい緑あふれる街並みをつくります。

【身近な景観の魅力を高めるために…】

○ 町の取り組み

- ① 関係機関と連携し、国道1号の電線地中化を促進します。
- ② 大磯町景観計画ガイドラインにより、景観に関する意識啓発を行います。
- ③ 公共建築物などは周辺の景観と調和するデザインとし、緑化を行います。
- ④ 街並み景観を阻害する放置自転車の撤去を推進します。
- ⑤ 建築協定、地区まちづくり協定の活用など地域の主体的な景観づくり活動を支援します。

○ 町民の取り組み

- ① 建築物などは周辺の景観と調和するデザインとします。
- ② 自転車の放置はしません。

○ 事業者の取り組み

- ① 建築物や屋外広告物などは周囲の景観と調和するデザインとします。
- ② 自転車の放置はしません。

【環境指標と目標値】

指 標	現 状		目 標
町民一人当たりの施設緑地の面積	46.52 m ²	⇒	50.00 m ²
保存樹の指定箇所数	—	⇒	制度創設
いけがき緑化の助成延長	730m	⇒	870m
シンボルツリーの指定箇所	11 箇所	⇒	50 箇所

※1 保存樹…「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」に基づき、都市計画区域内における一定の要件に該当する樹木のうち、市町村長が都市の美観風致を維持するために保存の必要があると認め指定したものである。保存樹の所有者は、保存樹について枯損防止等保存に務める義務を負います。

※2 屋上緑化…大都市のヒートアイランド現象の緩和や二酸化炭素の吸収などを目的に、ビルの屋上などに樹木などを植えることである。

(2) 個別プラン2-② 大磯の歴史・文化を大切にしよう

本町には古墳や嶋立庵、旧島崎藤村邸、神社仏閣など歴史・文化資源が点在しており、比較的良好な状態で保存されています。また、相模国府祭、大磯左義長や御船祭など、幾世代にわたって受け継がれてきた伝統行事があります。このような歴史・文化資源や伝統ある文化を大切に継承していきます。

【歴史・文化資源を守るために…】

○ 町の取り組み

- ① 別荘などの建造物を調査し、資料をつくります。
- ② 大磯町歴史的建造物等整備基金を活用し保全・活用を図ります。
- ③ 別荘などの建築物を関係機関と連携し、国登録有形文化財にするなどして保全し、活用を図ります。
- ④ 補助制度の設立などにより、史跡などの指定文化財の保全・活動を図ります。
- ⑤ 歴史的資源にふれあう機会をつくり、意識啓発を図ります。(文化財巡り、特別公開、講座の開催など)

○ 町民の取り組み

- ① 歴史を感じさせる小路や道祖神などを保全します。
- ② 歴史的建造物の保全や周辺整備に協力します。
- ③ 歴史・文化資源を巡る体験学習などに参加します。

○ 事業者の取り組み

- ① 歴史的な雰囲気を残す景観資源の保全に協力します。
- ② 歴史的建造物の保全や周辺整備に協力します。
- ③ 開発の際に、歴史・文化資源の保全に協力します。

【伝統ある文化を継承するために…】

○ 町の取り組み

- ① 地域に残る伝統的な祭り・行事や郷土芸能などを発掘・振興し、継承を支援します。
- ② 祭りや伝統行事などを観光振興に活用します。
- ③ 郷土資料館、生涯学習館の活用などにより、歴史・文化の情報発信や郷土史への理解と普及を図ります。

○ 町民の取り組み

- ① 地域に残る伝統的な祭り・行事や郷土芸能などに参加し、継承します。
- ② 大磯の歴史・文化を学び伝えます。
- ③ 郷土資料館、生涯学習館の体験学習に参加します。

○ 事業者の取り組み

- ① 地域に残る伝統的な祭り・行事や郷土芸能などの保存・継承に協力します。
- ② 祭りや伝統行事などを観光振興に活用します。
- ③ 郷土資料館、生涯学習館の体験学習に参加・協力します。

【環境指標と目標値】

指 標	現 状	目 標
郷土資料館の来場者数	年間 27,049 人 ⇒	年間 32,000 人
生涯学習館の来場者数	年間 20,867 人 ⇒	年間 22,400 人
歴史・文化ふれあい講座への参加者数	年間 261 人 ⇒	年間 300 人



■ 大磯駅前洋館



■ 御船祭

（３）個別プラン２－③ 自然と共生するまちづくりを進めよう

本町は丘陵地が海岸近くまでせまり、市街地は国道１号沿いに帯状に広がる都市構造になっており、比較的コンパクトなまちとなっています。市街地が丘陵地まで無秩序に拡大することを抑制するとともに、市街地内において住宅・商業機能などの充実を図り、身近な範囲で日常生活が完結する地域に密着したまちづくりを進めます。また、都市基盤整備に際しては、自然環境に配慮します。

【地域に密着したまちづくりを進めるために…】

○ 町の取り組み

- ① 保存樹の指定などにより、緑豊かな住宅空間の形成を図ります。
- ② 中心市街地の活性化や既成市街地の再整備を促進します。
- ③ 地区まちづくり協定や建築協定の活用などにより、地域住民が主体となった計画的なまちづくりを支援します。

○ 町民の取り組み

- ① 地区まちづくり協定や建築協定などを活用し、地域での計画的なまちづくりに取り組みます。
- ② 中心市街地活性化などのまちづくりに参加・協力します。

○ 事業者の取り組み

- ① 地区まちづくり協定や建築協定などを活用し、地域での計画的なまちづくりに取り組みます。
- ② 中心市街地活性化などのまちづくりに参加・協力します。

【自然環境に配慮したまちづくりを進めるために…】

○ 町の取り組み

- ① 公共事業の実施に際しては、関係機関と連携し、大磯の景観に配慮するとともに自然環境にやさしい構造とします。
- ② チェックシートにより、事業者の環境保全対策を促進します。
- ③ 環境影響評価制度※¹を活用します。
- ④ 公園やポケットパーク※²の整備を推進します。

○ 町民の取り組み

- ① 住宅にできるだけ緑を確保します。
- ② 自然環境に配慮したまちづくりに参加・協力します。
- ③ 公園やポケットパークの計画づくりや維持管理活動に参加します。

○ 事業者の取り組み

- ① 開発する際は、環境影響評価制度やまちづくり条例などにより、環境に配慮します。
- ② 緑の保全など自然環境に配慮した開発を行います。
- ③ 開発の規模に応じた緑化を行います。
- ④ 公園やポケットパークの計画づくりや維持管理に協力します。

【環境指標と目標値】

指 標	現 状		目 標
保存樹の指定箇所数（再掲）	—	⇒	制度創設
都市計画公園の町民一人当たりの面積	8.51 m ²	⇒	8.51 m ²



■ こゆるぎ緑地

※1 環境影響評価…工業開発や都市計画など、なんらかの開発行為に際して、その行為が環境に及ぼす影響を事前に調査・評価することである。

※2 ポケットパーク…「ベストポケットパーク (vest pocket park)」の略で、チョッキ (ベスト) のポケットほどの公園という意味である。わずかなスペースを利用して都市環境を改善しようとするものである。

(4) 個別プラン2-④ 環境にやさしいまちづくりを進めよう

本町においては、大気汚染や騒音、振動など自動車による環境への負荷が問題になっています。また、大規模地震などの災害や災害後の廃棄物などによる環境への影響が懸念されます。

そこで、自動車から公共交通・自転車・徒歩にシフトする、また、環境負荷の少ない電気自動車などの低公害車の普及による環境にやさしい交通体系を構築するとともに、大規模災害に備えた安全なまちづくりを進めます。

【環境にやさしい交通体系をつくるために…】

○ 町の取り組み

- ① 既存バス路線の確保を検討するとともに、バス利用を促進します。
- ② 歩行空間の整備や大磯町バリアフリー基本構想に基づくユニバーサルデザイン^{※1}の導入などにより、安心して歩ける環境を整備します。
- ③ 自動車から公共交通機関・自転車・徒歩への転換を促すための交通体系を検討します。
- ④ 環境負荷の少ない電気自動車などの低公害車を公用車に導入するとともに、低公害車購入への補助制度を検討します。

○ 町民の取り組み

- ① 自動車の利用を控え、公共交通機関や自転車、徒歩の利用に努めます。
- ② 自動車買替えの際は、電気自動車などの低公害車の購入を検討します。

○ 事業者の取り組み

- ① 環境定期券^{※2}の普及など、利用しやすい運行体系に努めます。
- ② 物流システムの集約化、共同化を行い、業務用車両の効率化を図るとともに、電気自動車などの低公害車を積極的に導入します。
- ③ 従業員にマイカー通勤から公共交通機関や自転車利用への転換を促します。

【災害に強いまちづくりを進めるために…】

○ 町の取り組み

- ① 各種建造物の安全性向上対策や家屋の耐震性向上支援対策、オープンスペースの確保等を行い、大型地震に備えた防災都市構造の構築を図ります。
- ② 災害時に発生する廃棄物の処理方法を検討します。
- ③ 有害化学物質などの漏えい防止対策を促進します。

○ 町民の取り組み

- ① 敷地内や道路に面した部分の緑化を進めます。
- ② 雨水貯留槽の設置に努めます。
- ③ 住宅建材には有害化学物質を含まないものを用いるように努めます。

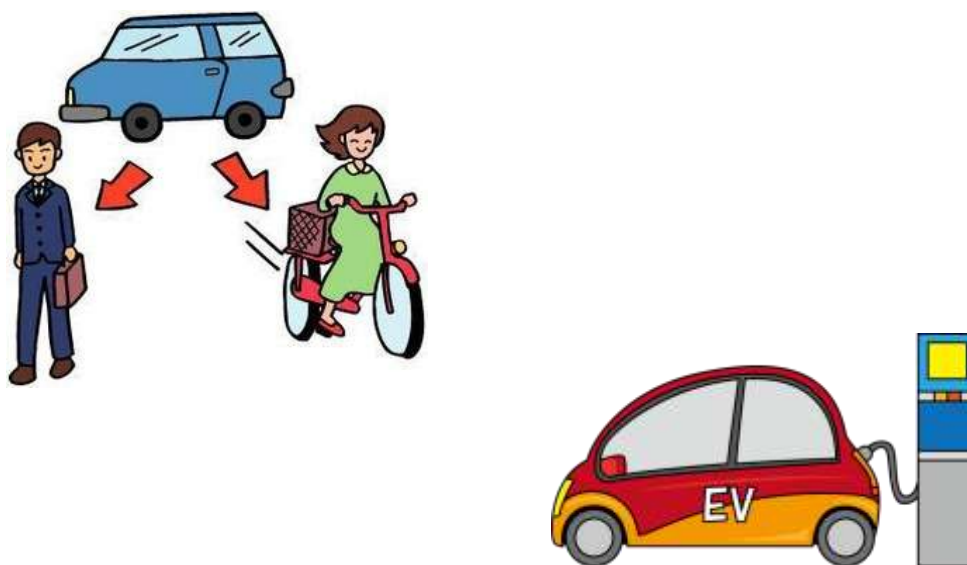
- ④ 違法駐車や自転車の放置をしません。

○ 事業者の取り組み

- ① 敷地内や道路に面した部分の緑化を進めます。
- ② 雨水貯留槽の設置に努めます。
- ③ 災害時の有害化学物質の漏えい防止対策を徹底します。
- ④ 違法駐車や自転車の放置をしません。

【環境指標と目標値】

指 標	現 状		目 標
歩道整備の延長	12.93km	⇒	16.28km
住宅の耐震化率	65%	⇒	90%
公用車の低公害車の導入	3台	⇒	14台
電気自動車購入への補助	—	⇒	補助制度創設
放置自転車の台数	年間 90 台	⇒	0台



※1 ユニバーサルデザイン…1990年代以降、アメリカのロン・メイスにより提示された考え方で、「年齢、体格、障がい、の度合いに関わらず、すべての人にとってできる限り最大限利用しやすいよう、製品や建物、都市空間をデザインすること」である。一方、バリアフリーは身体障がい者を対象に出てきた考え方で、「段差などのバリア（障害物・障壁）を取り払うこと」である。ユニバーサルデザインの方が幅広い概念を持った考え方であるといえます。

※2 環境定期券…土曜、日曜、祝日、年末年始などにバスの通勤定期の利用者と一緒に乗れる同居家族（2親等以内）の運賃を全路線で大幅に安くする制度である。休日のマイカー利用による燃料消費量を減らし二酸化炭素（CO₂）による地球温暖化を防ぐ目的がある。

3 生活環境の保全プロジェクト ～健康で安心して暮らせるまち～

(1) 個別プラン3-① 空気をきれいにしよう

きれいな空気は、私たちが健康に、かつ快適に暮らしていくために大切なものです。本町では、主に自動車から排出される二酸化窒素の濃度はほぼ横ばいに推移していますが、自動車からの排出ガスが大気汚染の主要因となるものなので、引き続き自動車の利用に伴う大気汚染を防止するとともに、工場、事業所からの大気汚染物質の排出を削減します。

【自動車利用による環境負荷を抑制するために…】

○ 町の取り組み

- ① ノーカーデーに実施などにより、自動車利用を抑制します。
- ② 交通渋滞による大気への負荷の低減を促進します。
- ③ 低公害車の普及を促進します。
- ④ 公用車の低公害車・低排出ガス車への転換を推進します。
- ⑤ 関係機関と連携して、バス等の低公害車・低排出ガス車への転換を促進します。
- ⑥ アイドリングストップ※¹運動を促進します。
- ⑦ 沿道における大気汚染の調査を充実します。

○ 町民の取り組み

- ① 時差出勤や相乗り、ノーカーデーなどの取り組み、自動車利用を抑制します。
- ② 低公害車の利用に努めます。
- ③ アイドリングストップなど、環境にやさしい運転をします。
- ④ 近くにでかける時は自動車に乗らないようにします。

○ 事業者の取り組み

- ① 時差出勤やフレックスタイムの導入などにより通勤ピーク時の交通量削減に協力します。
- ② 相乗りやノーカーデーに協力します。
- ③ 低公害車の利用・普及に努めます。
- ④ アイドリングストップなど、環境にやさしい運転をします。

【工場、事業所からの環境負荷を抑制するために…】

○ 町の取り組み

- ① 事業者に対して大気汚染物質の排出削減や悪臭防止を指導します。
- ② 工場、事業所への公害監視を促進します。

- ③ 工場や研究所等の新設、増設にあつては、公害防止協定などの締結を推進します。
- ④ 有害化学物質に関する情報や、PRTR 制度^{※2}に関する情報を提供し、意識啓発を行います。

○ 町民の取り組み

- ① 光化学スモッグなどの大気汚染の情報に注意します。
- ② 工場、事業所からの排出ガスに関して、気にかかる点などは町に連絡します。
- ③ 廃棄物などを適正に管理して悪臭を防止します。
- ④ 有害化学物質に関する情報や、PRTR 制度に関する情報を身につけます。

○ 事業者の取り組み

- ① 排出ガスを適正に処理し、大気汚染物質の排出に対する規制を守ります。
- ② 建築工事などにおける粉じんやアスベスト汚染^{※3}を防止します。
- ③ 廃棄物などを適正に管理して悪臭を防止します。
- ④ 有害化学物質を含む製品の製造・販売・利用を抑えるとともに、PRTR 法に基づき、対象事業者は県にデータの届出を行います。

【環境指標と目標値】

指 標	現 状		目 標
苦情件数（大気汚染・悪臭）	年間 14 件	⇒	0 件
二酸化窒素濃度	環境基準値以下	⇒	現状維持
公用車の低公害車の導入（再掲）	3 台	⇒	14 台
電気自動車購入への補助（再掲）	—	⇒	補助制度創設



※1 アイドリングストップ…駐停車中の自動車のエンジンをかけっぱなしにする「アイドリング」をやめようという運動である。省エネや排気ガスによる大気汚染防止が目的である。

※2 PRTR（環境汚染物質排出・移動登録）…化学物質を取り扱う事業者が、化学物質の環境中への排出量や、廃棄物として外部へ移動した量を自ら把握してこれを行政に報告し、行政はデータを取りまとめて公表する制度である。

※3 アスベスト汚染…石綿とも呼ばれる天然繊維で、建材などに使われてきた。細い針のような繊維であるため、吸い込むと肺の中などに刺さり、肺がん、悪性中皮腫などを引き起こすといわれている。

（２）個別プラン３－② 水をきれいにしよう

葛川などの町内を流れる河川は、市街地を通り、すべて相模湾に注いでいます。生活雑排水の流入などにより、以前よりは改善していますが、町内を流れるほとんどの河川において、BOD の環境基準の前後を推移しています。日常生活や事業活動による水質汚濁を防止し、水質を改善します。

【河川などの水質を改善するために…】

○ 町の取り組み

- ① 生活排水処理計画に基づき、河川などの水質保全対策を推進します。
- ② 公共下水道の整備や下水道への接続の普及を推進します。
- ③ 合併処理浄化槽の設置を促進します。
- ④ 家畜ふん尿の適正管理について指導するとともに、污水处理施設の整備を促進します。
- ⑤ 水質浄化に対する意識啓発を行います。
- ⑥ 水質改善の活動を支援します。
- ⑦ 葛川サミットの推進など、県や流域市町との連携により、河川環境の保全に取り組みます。

○ 町民の取り組み

- ① 環境にやさしい洗剤や石けんを使用するなど、生活排水対策をします。
- ② 公共下水道への接続を進めます。
- ③ 合併処理浄化槽の設置や維持管理を進めます。
- ④ 町との協働により、水質改善の活動に取り組みます。

○ 事業者の取り組み

- ① 排水の水質基準を守り、定期的に水質検査を行います。
- ② 公共下水道への接続を進めます。
- ③ 合併処理浄化槽の設置や維持管理を進めます。
- ④ 家畜ふん尿の適正管理を徹底します。
- ⑤ 農薬の使用を減らします。
- ⑥ 町との協働により、水質改善の活動に取り組みます。

【環境指標と目標値】

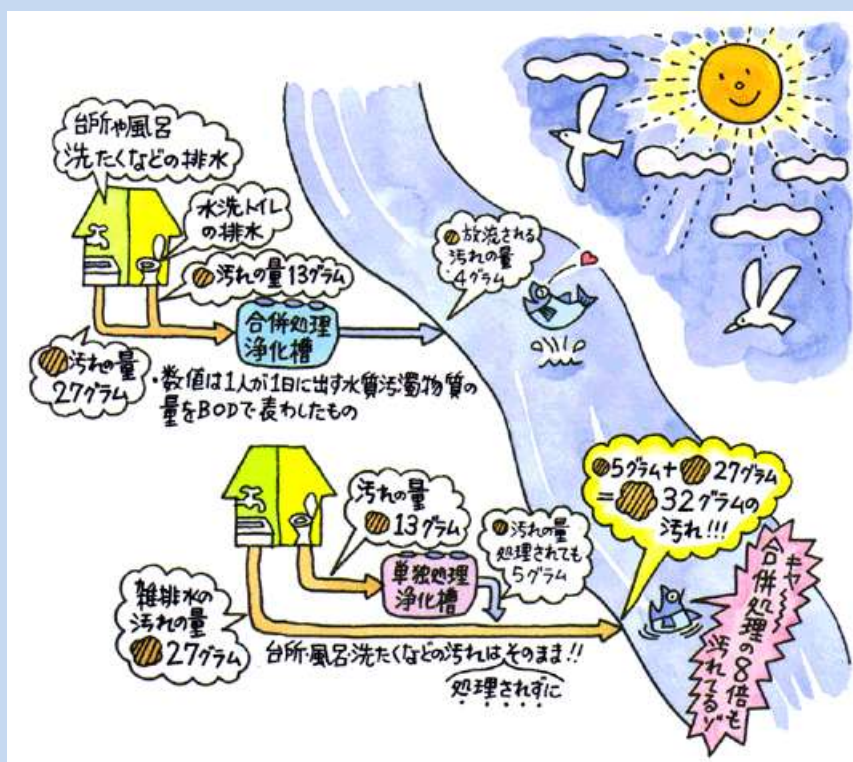
指 標	現 状	目 標
苦情件数（水質汚濁）	年間6件	⇒ 0件
すべての河川水質（BOD 値）	最大 12mg/ℓ	⇒ 5mg/ℓ以下
下水道整備率	56.06%	⇒ 100%
下水道接続率	75.11%	⇒ 100%
合併処理浄化槽補助件数	15 件	⇒ 35 件

環境講座① ～単独処理浄化槽と合併処理浄化槽～

水質汚濁の原因のひとつとして、炊事、洗濯、入浴など人の日常生活に伴って排出される生活雑排水が大きな要因となっています。

生活雑排水中の BOD の汚濁負荷量を発生源別にみると、台所からの負荷が約 4 割、し尿が約 3 割、お風呂が約 2 割、洗濯が約 1 割を占めています。

下水道が整備されていない地域では、多くの場合、生活雑排水がそのまま河川等に流れています。し尿と生活雑排水を一緒に処理するのが「合併処理浄化槽」で、し尿だけを処理する単独処理浄化槽に比べると汚れを約8分の1に減らすことができます。



（３）個別プラン３－③ 静かな暮らしを守ろう

騒音・振動は、ストレスにつながり、日常生活に及ぼす影響が大きいため、公害問題として取り上げられています。私たちの生活様式が多様化するにつれ、騒音の発生源も多様化し、家庭からの生活騒音、深夜営業や建設作業に伴う騒音、工場、事業所、自動車などからの騒音・振動などが発生しています。騒音・振動が少ない静かな暮らしを守ります。

【近隣への騒音・振動を防止するために…】

○ 町の取り組み

- ① 工場、事業所などの操業や建設・解体工事、深夜営業などにおける騒音・振動に対して事業者を指導します。
- ② 美しいまちづくり条例により生活騒音の防止について意識啓発します。
- ③ 住工混在地区の環境改善を図ります。
- ④ 広域的な連携を図り、モーターパラグライダーの騒音防止対策を促進します。

○ 町民の取り組み

- ① 音響機器を使用する際は、使用時間、音量などに注意します。
- ② 空調機の室外機などを設置する際は、設置場所などに注意します。
- ③ ペットの鳴き声によって近隣に迷惑をかけないようにします。
- ④ 家電製品等を購入する際は、低騒音型のものを選びます。
- ⑤ 遮音性、防音性のある住宅づくりを進めます。
- ⑥ 深夜（午後 10 時から午前 6 時まで）の発射音、爆発音のする花火をしません。

○ 事業者の取り組み

- ① 近隣の環境に配慮した時間帯に作業するように努めます。
- ② 低騒音型の機械等を使用します。
- ③ 遮音壁など防音施設の設置を進めます。
- ④ 建設・解体工事の前には、周辺住民への説明を十分に行います。
- ⑤ 低騒音型の商品の開発・普及や利用を進めます。
- ⑥ 深夜営業を行う場合は、近隣の環境に配慮します。
- ⑦ 必要以上に大きな音で宣伝活用をしません。

○ 滞在者の取り組み

- ① モーターパラグライダーの飛行の際は、近隣の環境に配慮します。
- ② 深夜（午後 10 時から午前 6 時まで）の発射音、爆発音のする花火をしません。

【自動車などによる騒音・振動を防止するために…】

○ 町の取り組み

- ① 路面の適正管理など、道路騒音・振動対策を推進します。
- ② 自動車騒音・振動調査を実施します。
- ③ 自動車騒音の防止に関して意識啓発を行います。

○ 市民の取り組み

- ① 騒音に配慮した運転をします。
- ② 騒音を発生しないよう、車両の適正管理をします。

○ 事業者の取り組み

- ① 騒音に配慮した運転をします。
- ② 騒音を発生しないよう、車両の適正管理をします。
- ③ トラックなど業務用車両の利用の効率化を図ります。

【環境指標と目標値】

指 標	現 状		目 標
苦情件数（騒音）	年間6件	⇒	0件
苦情件数（振動）	年間0件	⇒	現状維持



4 循環型社会の構築プロジェクト ～限りある資源を大切にすまち～

(1) 個別プラン4ー① ごみの減量とリサイクルを進めよう

大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会システムが大量のごみを生み出しており、環境への負荷につながっています。環境への負荷の抑制や限られた資源の有効利用のために、第1にごみの発生抑制（リデュース：Reduce）、第2に使用済み製品・部品の再使用（リユース：Reuse）、第3に回収されたものを原材料として利用する再生利用（リサイクル：Recycle）を行い、循環型の地域社会を構築します。

【ごみの減量を進めるために…】

○ 町の取り組み

- ① ごみの減量に対する意識啓発を行います。
- ② 事業系ごみの減量に対する指導をします。
- ③ 町民がごみの減量や資源化などについての指導を行う、おおいそ廃棄物減量化等推進員制度を推進します。

○ 町民の取り組み

- ① マイバッグを持参し、過剰包装は断ります。
- ② 必要なものだけを買うようにし、使い捨て製品などの、すぐにごみになるようなものは買いません。
- ③ 耐久性のある製品を購入するようにし、故障したものは修理して使います。
- ④ リターナブルビンなど、繰り返し使える製品を利用します。
- ⑤ 裏紙面の利用などにより、資源の有効利用を図ります。

○ 事業者の取り組み

- ① 使い捨て製品などの、すぐにごみになるものをできるだけ製造、販売、購入しません。
- ② 長期使用の可能な製品の製造に心がけ、製品の修理サービスを充実します。
- ③ リターナブルなど、繰り返し使える製品を利用、販売します。
- ④ 簡易包装に努めます。
- ⑤ 生産・流通段階で、ごみの発生抑制やゼロエミッションに取り組みます。
- ⑥ 両面コピー、電子メールの活用等により、資源の有効利用を図ります。

【ごみのリサイクルを進めるために…】

○ 町の取り組み

- ① ごみの分別収集、資源回収を徹底します。
- ② コンポスト容器のあっせんや電動生ごみ処理機の購入に対して補助します。

- ③ ごみのリサイクル拠点の整備を推進します。(不用品の再利用、有価物の選別回収など)
- ④ フリーマーケットの開催を支援します。
- ⑤ リサイクル製品の利用を促進します。

○ 町民の取り組み

- ① 資源ごみの分別を徹底します。
- ② リサイクルショップやフリーマーケットを活用します。
- ③ スーパーマーケットなどのリサイクルボックスを利用します。
- ④ リサイクル製品を積極的に利用します。
- ⑤ コンポスト容器や電動生ごみ処理機などにより、生ごみを堆肥化し、利用します。

○ 事業者の取り組み

- ① 資源ごみの分別を徹底します。
- ② フリーマーケットの開催に協力します。
- ③ リサイクルしやすい製品の開発・普及・販売を進め、リサイクル製品を積極的に利用します。
- ④ 資源ごみなどの販売店回収に積極的に取り組みます。
- ⑤ 事業者間でのリサイクルの連携体制の形成を進めます。
- ⑥ 食品残渣や家畜ふん尿を堆肥化し、飼料化します。

【環境指標と目標値】

指 標	現 状		目 標
一人1日当たりのごみの排出量	1,038 g	⇒	984 g
ごみの資源化率	26.9%	⇒	34.0%
コンポスト容器のあっせん件数	2,218 件	⇒	2,500 件
電動生ごみ処理機の補助件数	297 件	⇒	425 件



(2) 個別プラン4-② ごみの適正な分別・処理・処分と環境美化を進めよう

一般家庭のごみは、可燃ごみや不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ、プラスチックごみなどに分類され、産業廃棄物の種類は20種類にも及びます。これら様々なごみの適正な分別と適正な処理につながる取り組みを進めます。また、地域での美化活動や不法投棄、美しいまちづくり条例によりポイ捨て防止などに取り組み、まちをきれいにします。

【ごみの適正な分別・処理を進めるために…】

○ 町の取り組み

- ① ごみ出しのルールを周知し、分別収集を徹底します。
- ② 関係機関との連携により、事業者に対して産業廃棄物の適正処理・処分や排出禁止物の引き取りについて指導します。
- ③ ごみ集積場所に当番の町民が立つことなどについて検討します。

○ 町民の取り組み

- ① ごみ出しルールを守ります。
- ② タイヤなどの排出禁止物はごみ集積場所に出さず、専門業者に出します。

○ 事業者の取り組み

- ① 産業廃棄物処理基準を遵守し、適正に処理します。
- ② 排出禁止物を回収します。

【環境美化を進めるために…】

○ 町の取り組み

- ① 美しいまちづくり条例などにより、美化意識の啓発やごみの持ち帰り運動を促進します。
- ② アダプト制度^{*1}により、地域住民による美化活動を促進します。
- ③ 町民との連携により、ごみのポイ捨て、不法投棄の監視やパトロールを行います。
- ④ 県などとの連携を図り、海岸や河川流域の美化を促進します。
- ⑤ 環境美化について支援します。

○ 町民の取り組み

- ① ごみの不法投棄やポイ捨てをしません。
- ② ごみは持ち帰ります。
- ③ ペットのふんはきちんと始末します。
- ④ 空き地の適正な管理をし、不法投棄を防止します。
- ⑤ アダプト制度など環境美化活動に積極的に取り組みます。

○ 事業者の取り組み

- ① ごみの不法投棄やポイ捨てをしません。
- ② マニフェスト制度※²を適正に運用し、不法投棄につながらないようにします。
- ③ ごみの不法投棄の監視やパトロールに協力します。
- ④ 自動販売機の周辺に空き缶の回収箱を設置します。
- ⑤ アダプト制度など環境美化活動に積極的に取り組みます。

○ 滞在者の取り組み

- ① ごみの不法投棄やポイ捨てをしません。
- ② ごみは持ち帰ります。

【環境指標と目標値】

指 標	現 状		目 標
アダプト制度の参加団体数	4 団体	⇒	6 団体
不法投棄件数	年間 67 件	⇒	0 件



※1 アダプト制度…住民の身の回りの公園や河川などを住民が自分たちのものとして、定期的に環境美化活動や維持管理などを行い、維持管理している場所に実施団体名などを表示する制度である。

※2 マニフェスト制度…事業活動によって、排出される産業廃棄物の名称・数量・性状・取扱上の注意事項などをマニフェスト（産業廃棄物管理票）に記載し、収集・運搬業者から処分業者へ管理票を渡しなが、処理の流れを確認するシステムです。産業廃棄物を排出する事業者が、廃棄物の運搬や最終処理までを管理します

（３）個別プラン４－③ エネルギーの有効活用を進め、地球温暖化を防止しよう

地球は資源の再生能力、環境汚染の浄化能力の二つの点で有限です。資源エネルギー問題や環境問題が人類社会を脅かしつつあるのは、人の活動がこの二つの限界を超えてしまったためといわれています。また、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災、福島原子力発電所の事故により、省エネルギー・節電対策や持続性の高い自然エネルギーの普及など環境負荷低減への取り組みが注目されています。

資源エネルギーの利用を抑制し、自然エネルギーの普及により環境負荷を低減するとともに、温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制を進め、地球温暖化を防止します。

【省エネルギーを進めるために…】

○ 町の取り組み

- ① 省エネルギーに関する意識啓発を行います。
- ② 省エネルギー型製品の普及を促進します。
- ③ 公共施設での省エネルギーを推進します。
- ④ 排エネルギーをまちづくりに利用します。
- ⑤ 地球温暖化対策実行計画により温室効果ガスの排出抑制に取り組みます。
- ⑥ 環境負荷の少ない電気自動車などの低公害車を公用車に導入するとともに、低公害車購入への補助制度を検討します。

○ 町民の取り組み

- ① 省エネルギーの生活習慣を身につけます。
- ② 省エネルギー型製品の購入に努めます。
- ③ 低公害車や低燃費車を利用します。

○ 事業者の取り組み

- ① 事業所での省エネルギーを徹底します。
- ② 省エネルギー型製品の販売、利用に努めます。
- ③ 低公害車や低燃費車を利用します。
- ④ ネオンサインや自動販売機などを適正に使用します。（使用時間、明るさなど）

【自然エネルギーの利用を進めるために…】

○ 町の取り組み

- ① 太陽光発電システムの普及を促進します。
- ② 公共施設で太陽光発電システムの導入を推進します。
- ③ 風力・バイオマスエネルギーなどの自然エネルギーの研究を進めます。
- ④ 環境共生住宅^{※1}の普及を促進します。

○ 町民の取り組み

- ① 住宅用太陽光発電システムを導入します。
- ② グリーン電力基金^{※2}に協力し、自然エネルギーの普及を支援します。
- ③ 環境共生住宅の利用を進めます。

○ 事業者の取り組み

- ① 太陽光発電システムを導入します。
- ② グリーン電力基金^{※2}に協力し、自然エネルギーの普及を支援します。
- ③ 自然エネルギーの開発・普及や利用を進めます。

【環境指標と目標値】

指 標	現 状		目 標
住宅用太陽光発電システム補助件数	122 件	⇒	500 件
公共施設への太陽光発電システム導入件数	8 件	⇒	18 件



※1 環境共生住宅…地球環境を保全する観点から、エネルギー・資源・廃棄物等の面で環境に配慮した住宅の総称である。具体的手法としては、太陽光発電、太陽熱給湯、暖房、高断熱、高気密、雨水利用、屋上緑化などがある。

※2 グリーン電力基金…月々の電気料金に割増料金（一口500円）を支払い、その分を自然エネルギー（再生可能エネルギー）の普及のための基金とし、太陽光発電や風力発電などの施設への助成を行う制度である。

（４）個別プラン４－④ 幅広く地球環境問題に取り組もう

地球温暖化以外にもオゾン層の破壊や熱帯林の消失など、地球規模での環境問題が深刻化しています。世界全体の社会活動による環境負荷は、地球が持続可能であるための環境負荷の最大値を超えているといわれています。日本は世界の森林資源やエネルギー資源を大量に消費し、大気や水などを汚染しています。こうした認識のもと、私たちの日常生活や事業活動を見直し、幅広く地球環境問題に取り組みます。

【幅広く地球環境問題に取り組むために…】

○ 町の取り組み

- ① 環境にやさしい製品の普及を促進します。
- ② グリーン購入基本方針を策定し、環境にやさしい製品の購入に率先して取り組みます。
- ③ 地球環境保全に関する意識啓発を行います。

○ 町民の取り組み

- ① 環境にやさしい製品の利用に努めます。
- ② フロンガス使用製品の分別回収に協力します。
- ③ 紙製品のリサイクルや非木材紙の利用を進めます。
- ④ 熱帯林の保全活動に協力します。

○ 事業者の取り組み

- ① 環境にやさしい製品の販売、利用に努めます。
- ② フロンガスが使用されている製品の適正処理を行います。
- ③ 紙製品のリサイクルや非木材紙の利用を進めます。
- ④ 熱帯材の利用を削減し、熱帯林の保全活動に協力します。

【広域的な環境保全に取り組むために…】

○ 町の取り組み

- ① 国や県、近隣市町村、流域市町村などと連携して、広域的に環境保全に取り組みます。
- ② 広域的な環境保全活動に対して支援します。
- ③ 人や技術の交流促進など、環境に関して国際協力を促進します。

○ 町民の取り組み

- ① 近隣市町村や流域市町村の人と協力して、広域的な環境保全活動に参加します。
- ② 国際交流・協力活動に参加します。
- ③ 国際的な環境イベントなどに参加し、地球環境問題への理解を深めます。

○ 事業者の取り組み

- ① 近隣市町村や流域市町村の人と協力して、広域的な環境保全活動に参加します。
- ② 国際交流・協力活動に参加します。
- ③ 国際的な環境イベントなどに参加し、地球環境問題への理解を深めます。
- ④ 事業者間等での交流を進め、広域的な環境保全に取り組みます。

【環境指標と目標値】

指 標	現 状	目 標
グリーン購入基本方針の策定	—	⇒ 方針の策定

環境講座② ～地球のために…私たちにできること～

地球温暖化は、温室効果ガス、主に二酸化炭素が原因といわれています。その二酸化炭素の排出を抑制することで、地球温暖化を防止することができます。私たち 1 人ひとりの「小さな心掛け」が、地球を守ることになります。

冷房の温度を 1℃高く、暖房の温度を 1℃低く設定しましょう！
【年間約 31kg の CO₂削減】



待機電力を 90%削減する主電源を切りましょう！
【年間約 87kg の CO₂削減】



シャワーを 1 日 1 分家族全員で減らしましょう！
【年間約 65kg の CO₂削減】



買い物にはマイバッグを持ち歩き、省包装の商品を選びましょう！
【年間約 58kg の CO₂削減】



5 環境教育・学習の推進プロジェクト ～協働による環境づくりをするまち～

（１）個別プラン５－① 環境に対する意識を高め、行動につなげよう

多様化・深刻化する環境問題に対応するためには、私たちは一人ひとりが環境の現状を理解し、意識を高め、環境に配慮した生活・行動を行うことが大切です。そのために、幼児から高齢者までそれぞれの年齢層に応じ、学校、地域、家庭、職場など多様な場において環境教育・学習を進めます。また、環境情報を身近にし、環境情報や知識を身につけます。

【環境教育・学習を進めるために…】

○ 町の取り組み

- ① 郷土資料館、生涯学習館などで環境に関する講座や自然体験を実施します。
- ② 地域や学校における環境教育・学習を支援します。
- ③ 里山や農地、河川など自然体験・学習の場をつくります。
- ④ こどもエコクラブの活動を支援します。
- ⑤ 環境アドバイザー（仮称）の登録制度を確立します。

○ 町民の取り組み

- ① 学校などの連携により、地域や家庭での環境教育・学習を進めます。
- ② 環境教育・学習講座や野外での自然体験・学習に参加します。
- ③ こどもエコクラブ活動に参加します。
- ④ 町の環境アドバイザー制度（仮称）や環境省の環境カウンセラー制度※¹に登録します。

○ 事業者の取り組み

- ① 従業員や従業員家族への環境教育を進めます。
- ② 社外の環境研修に参加します。
- ③ 地域での環境教育・学習やこどもエコクラブ活動を支援します。
- ④ 町の環境アドバイザー制度（仮称）や環境省の環境カウンセラー制度に登録します。

【環境情報を身近にするために…】

○ 町の取り組み

- ① 広報やホームページなどにより、環境情報を提供します。
- ② 町民参加による環境調査を促進します。
- ③ 地域に環境情報の提供や情報交換できる場を確保します。

○ 町民の取り組み

- ① 広報やホームページなどを活用し、環境情報を得る習慣を身につけます。

- ② 町や環境保全団体などが行う環境調査に参加します。

○ 事業者の取り組み

- ① 広報やホームページなどを活用し、環境情報を得、社員教育に役立てます。
② 町や環境保全団体などが行う環境調査に協力します。

【環境指標と目標値】

指 標	現 状	目 標
こどもエコクラブの数	— ⇒	4クラブ
環境アドバイザーの登録人数	— ⇒	登録制度創設

環境講座③ ～「識別マーク」のいろいろ～

「識別マーク」は、その容器が何でできているかを分かりやすくするために標示されているマークです。皆さんもよく目にするこの識別マークは、私たちが容器包装のリサイクルを進めるための目印になっています。

資源は限られています。皆さんも識別マークを見分けてリサイクルを進めましょう。



プラスチック容器包装
飲料・酒類・しょうゆ用
のペットボトルを除く



スチール缶
飲料・酒類用



紙製容器包装
飲料用紙パックでアルミ
不使用のもの。ダンボール
製容器包装を除く



アルミ缶
飲料・酒類用



ペットボトル
飲料・酒類・しょうゆ用
のペットボトル



※1 環境カウンセラー制度…環境に関する知識や経験を活用して環境に関する相談や助言を行う人を、広く一般から公募し、一定の条件を満たした人を「環境カウンセラー名簿」に登録し、この名簿を公表し、市民や企業からの環境保全活動等に関する相談・助言の要請や環境学習の講師派遣に利用してもらう制度である。

（２）個別プラン５－② パートナーシップを形成しよう

現在の環境問題は、誰もが加害者であり、被害者でもあるなど複雑化しています。そのため、町・町民・事業者などのすべての主体が共通の認識のもとに、それぞれ協力して環境保全に取り組むことが不可欠になっています。そこで、パートナーシップによる取り組みや自主的な環境保全活動を進めます。

【パートナーシップによる取り組みを進めるために…】

○ 町の取り組み

- ① 環境基本計画推進委員会（仮称）の活動を支援し、協働による取り組みを推進します。
- ② 町民・事業者との協働により環境シンポジウムを開催します。
- ③ 公園や水辺などの整備計画づくりや維持管理を協働で行います。

○ 町民の取り組み

- ① 環境基本計画推進委員会（仮称）の活動に参加・協力します。
- ② 環境シンポジウムなどに協力します。
- ③ 公園や水辺などの整備計画づくりや維持管理に参加します。

○ 事業者の取り組み

- ① 町民、環境基本計画推進委員会（仮称）、環境保全団体、町と情報交換や、活動に協力します。
- ② 環境シンポジウムなどに協力します。
- ③ 公園や水辺などの整備計画づくり、維持管理に参加・支援します。
- ④ 事業活動におけるノウハウを生かした環境行動を、町民、環境団体、町に提案します。

○ 滞在者の取り組み

- ① パートナーシップによる環境保全活動に協力します。

【自主的な環境保全活動を進めるために…】

○ 町の取り組み

- ① 環境家計簿などの町独自の環境行動チェックシートを作成し、広報やホームページで紹介することで、環境への負荷の低減を促進します。
- ② 環境保全団体やボランティアなどの自主的な活動を支援します。
- ③ 事業所などの環境マネジメントシステム構築を支援します。
- ④ 町の環境マネジメントシステムの構築を検討します。
- ⑤ 環境基本計画実施計画を策定します。

○ 町民の取り組み

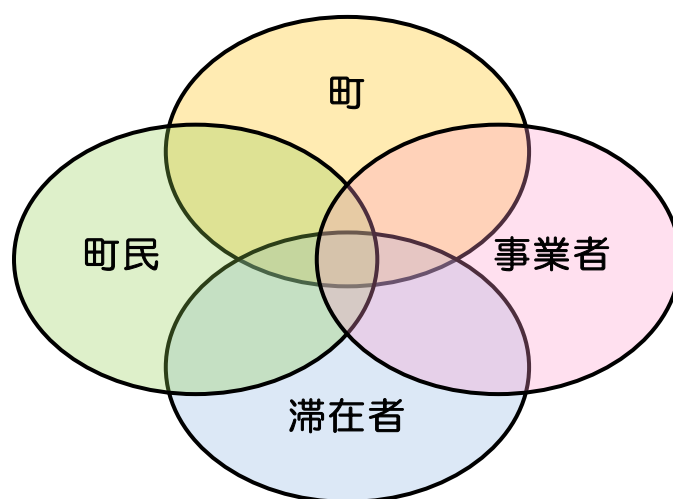
- ① 環境行動チェックシートの活用などにより、ライフスタイルを見直し、環境負荷の低減に努めます。
- ② 環境にやさしい製品を購入します。
- ③ 地域での環境保全活動に参加します。
- ④ 生活スタイルを環境保全中心に変えていくことに努めます。

○ 事業者の取り組み

- ① 環境マネジメントシステムの導入を進めます。
- ② 環境面から事業活動の見直しを行います。
- ③ 従業員の環境ボランティア活動を支援します。

【環境指標と目標値】

指 標	現 状	目 標
町ぐるみ美化キャンペーン参加人数（年）	年間 4,500 人	⇒ 年間 6,000 人以上
環境シンポジウムの開催（年）	—	⇒ 1 回以上
自然観察講座のメニュー数	年間 4 講座	⇒ 年間 5 講座
アダプト制度の参加団体数（再掲）	4 団体	⇒ 6 団体
環境行動チェックシートの作成	—	⇒ シートの作成



※1 環境マネジメントシステム…組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」または「環境マネジメント」といい、このための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組みを「環境マネジメントシステム」といいます。環境マネジメントシステムには、環境省が策定した 21 や、国際規格の ISO14001 があります。他にも地方自治体、NPO や中間法人等が策定した環境マネジメントシステムがあり、全国規模のものにはエコステージ、KES・環境マネジメントシステム・スタンダードがあります。

第 5 章

環境行動指針

第3章及び第4章では、それぞれの望ましい環境像を実現するために、町が取り組む重点プロジェクト、環境施策について述べています。しかし、これらの環境施策を実施するだけでは十分とはいえません。何もしなければ、町の環境は悪くなってしまいます。そこで、町民の暮らしや事業者の日常の事業活動において、環境に配慮した行動を実行する際の手がかりとなるよう、水・ごみ・エネルギーの分野について、より具体的な取り組みを指針として示します。町については、率先して環境に配慮した行動を実行するために、具体的な取り組みを指針として示します。滞在者については、大磯町を訪れた際に配慮すべき行動を指針として示します。

1 町民の環境行動指針

今日の環境問題の多くは、町民一人ひとりの日常生活に伴って生じる環境への負荷が、大きな原因となっています。

このため、町民は自らの生活が環境に与えている負荷の大きさを十分に認識し、地域社会や行政などと協力連携して取り組むことが期待されています。

(1) 水をきれいにし、大切に使おう！

- 食器洗いや洗濯などでは環境にやさしい洗剤を利用します。
- 流しに油を流さないようにします。
- 食器やフライパンの油汚れは、ボロ布などで拭き取ってから洗います。
- 歯磨きやシャワー、洗顔などで、水を出しっぱなしにしません。
- 食器洗いは洗いおけに水をためて洗います。
- 洗濯にはお風呂の残り湯を使います。
- 庭や菜園には除草剤、化学肥料などの使用を控えます。

(2) ごみを減らし、リサイクルを進めよう！

- 買い物をするときはマイバッグを持参します。
- 過剰包装は断ります。
- 不要な買い物や無駄使いをしません。
- 食材は無駄なく使い、食べ残しをしません。
- 詰め替え用の製品を買うようにします。
- 使い捨て商品を買うことを控えます。
- リサイクルしやすい商品を買うようにします。
- R マーク（再生紙使用マーク）やエコマークなどのついた環境にやさしい製品を利用します。
- ごみの分別を徹底します。
- ごみは必ず持ち帰り、ポイ捨てはしません。

- 生ごみは自宅の庭の土に埋めたり、コンポスト容器や電動生ごみ処理機で処理します。
- 再生紙や非木材紙を使用した製品を買うようにします。
- 資源集団回収に参加します。

(3) 省エネルギーを進めよう！

1) 電気の使用抑制

- 太陽光発電システムを導入します。
- 家電製品の購入の際は、省エネタイプの製品を購入します。
- テレビは見たい番組を選んで見ます。
- 家電製品は夜間など長く使わないときは主電源を切ります。
- 長時間の外出時には、家電製品のコンセントは抜きます。
- 不要な照明はこまめに消します。
- なるべく衣服で調整し、暖房は 20℃以下、冷房は 28℃以上を目安にします。
- 部屋の温度調整のために、カーテンやブラインドを活用します。
- 冷蔵庫のドアの開閉は少なく手早くします。
- 冷蔵庫は詰めすぎないようにします。
- 掃除機のフィルターをきれいにします。
- 天気がいい日には、乾燥機は使いません。

2) ガスの使用抑制

- お風呂は続けて入ります。
- 給湯器の温度を低めに設定します。
- ガスコンロで火が鍋底からはみ出さないように調整します。

3) ガソリンの使用抑制

- マイカーの利用を控え、徒歩や自転車、バス、電車を利用します。
- 急発進や急停車をしないように心がけます。
- アイドリングストップに心がけます。
- マイカーの購入の際は、低公害車、低燃費車を購入します。



2 事業者の環境行動指針

経済活動の大きな部分を占める事業者の取り組みは、環境の保全と創造の推進にとって特に重要であり、事業者は自らの事業活動に伴う環境への負荷を低減するために必要な措置を講ずるなど、地域社会の一員として環境の保全と創造のための社会責任を果たすことが求められています。

このため、事業者は地域住民・町民・環境ボランティア・近隣市町村・行政と協力連携し、推進していくことが期待されます。

(1) 水をきれいにし、大切に使おう！

- 工場、事業所などからの排水は適正に処理します。
- 環境にやさしい洗剤を利用し、生活排水からの負荷を減らします。
- 緑地管理の際は、除草剤、化学肥料などの使用を控えます。
- 節水を徹底します。
- 雨水浸透ますや雨水貯留槽など、雨水利用を進めます。
- 家畜ふん尿の適正管理を徹底し、河川などへの流出を防止します。

(2) ごみを減らし、リサイクルを進めよう！

- 減量化計画を策定し、事業系ごみの排出を減らします。
- 電子メールの活用によるペーパーレス化や紙ごみのリサイクルを進めます。
- R マーク（再生紙使用マーク）やエコマークなどのついた環境にやさしい製品の販売や利用を進めます。
- リサイクルの容易な材料を使用します。
- コピー用紙など、再資源を利用した製品を使用します。
- ごみの分別回収ボックスの設置や排出禁止物の回収を進めます。
- 使い捨て製品など、すぐにごみになるものを、できるだけ製造、販売、利用しません。
- 製造プロセスにおけるゼロエミッション化を進めます。
- マイバッグ運動や簡易包装を進めます。
- 長期使用可能な製品の普及、利用を進め、製品の修理サービスを充実します。
- 事業所の厨房施設から出た生ごみは堆肥化して土壌に還元します。
- 産業廃棄物は適正に処理します。

(3) 省エネルギーを進めよう！

1) 電気の使用抑制

- 太陽光などの自然エネルギーの導入を進めます。
- 使用していない電気機器や照明をこまめに切るなど、省エネを徹底します。

- 省エネ型 OA 機器や照明機器への転換を進めます。
- 省エネ型製品の販売、利用を進めます。
- ネオンサインや自動販売機などを適正に使用します。
- 冷暖房は必要なときに運転し、適正な温度に設定します。

2) ガスの使用抑制

- 排熱や未利用エネルギーの有効利用システムの導入を進めます。
- 給湯器の温度を低めに設定します。

3) ガソリンの使用抑制

- 自動車の利用は必要最小限にします。
- アイドリングストップを励行します。
- 低公害車や低燃費車、低公害重機の導入を進めます。
- なるべく公共交通機関を利用します。

(4) 環境への配慮に努めよう！

- 施設建設の際は、歴史的文化的財産の保全に配慮した、地域の環境と調和を図った施設の建設に努めます。
- 広告塔や看板などは、地域の特性に応じ、周辺環境と調和させます。
- 事業所周辺を、地域の特性に配慮した樹木により緑化します。
- 燃焼施設の更新の際は、環境への負荷が相対的に少ない燃料を使用します。
- 悪臭、騒音、振動などの発生防止に配慮します。
- エアコンや冷蔵庫などの特定フロン及び代償フロンの冷媒の漏えいを防止し、適正に処理します。



3 町の環境行動指針

環境の保全と創造を推進していくためには、地域における取り組みが不可欠であり、地域における行政施策をいかに推進していくかが重要です。

このため、町では地域の特性に応じて、環境の保全と創造に関する総合的な計画などの策定を行うとともに、町民・事業者・環境ボランティアと協力連携し、環境の保全と創造のための取り組み及び環境保全への配慮を推進していきます。

また、町民や事業者に対する啓発を図るため、町が率先して環境に配慮した行動（エコオフィス）に取り組みます。

（１）水をきれいにし、大切に使います！

１）水への環境負荷の低減

- 環境にやさしい洗剤を利用し、生活排水からの負荷を減らします。
- 排水処理施設の適正な維持管理など、行政活動による環境汚染を防止します。
- 緑地管理の際は、除草剤、化学肥料などの使用を控えます。

２）水の使用抑制

- 水道蛇口に節水コマを取り付けます。
- トイレ用水、洗面所などの水量、水圧を調整します。
- 公用車の洗車など水を使う際は、ホースを使わず、バケツを利用するように努めます。

（２）ごみの減量とリサイクルを進めます！

１）コピー用紙の削減

- 両面印刷、両面コピー、裏面コピーを徹底します。
- 資料の簡素化・配布資料の部数の適正化を推進します。
- 電子メールの活用を推進し、紙使用量の削減に努めます。

２）ごみの発生抑制（リデュース）の推進

- ごみ減量化計画を策定します。
- 使い捨て製品の購入を控え、長く使えるものを購入・利用します。
- 事業者に対して不要な包装や梱包を控えるように要請します。
- 不要な包装材・梱包材は事業者に引き取りを依頼します。
- シュレッダーの使用は個人情報などの文書の廃棄などに限定します。

３）再使用（リユース）の推進

- 包装材・梱包材は可能な範囲で再使用します。
- コピー機やプリンタは、再使用可能なカートリッジを使用します。
- ファイルや封筒など使用可能なものは再利用します。
- 図書館において古本の再使用をします。

4) 分別と資源化の徹底による再生利用（リサイクル）の推進

- ごみの分別ボックスを設置し、庁内におけるごみの分別を徹底します。
- リサイクルできるものは、回収システムを使用します。
- 再生資源を利用した製品を購入・使用します。

（3）省エネルギーを進めます！

1) 電気の使用抑制

- 冷房は 28℃以上、暖房は 20℃以下に設定するよう心がけ、エアコンの温度設定を適正に管理します。
- 部屋の温度調整のために、カーテンやブラインドの使用を徹底します。
- 使用していない OA 機器の電源は切ります。
- 不要な照明はこまめに消します。
- エレベータの使用を控えます。
- 蛍光灯を LED 照明へ転換します。
- ノー残業デーの徹底による電気の使用抑制に努めます。

2) ガスの使用抑制

- 飲料用に使用のお湯は、水から沸かさず給湯器を利用するよう心がけます。
- 食器などを洗うときは、支障のない範囲で低めの温度に設定します。

3) ガソリンの使用抑制

- 公用車を購入する際は、低公害車（九都県市指定低公害車）や低排ガス車、低燃費車、また電気自動車を導入します。
- アイドリングストップを励行します。
- 急発進や急停車をしないように心がけます。
- 自動車の利用は必要最小限にします。
- 通勤時や出張時には、自動車利用を控え、徒歩や自転車、公共交通機関の利用を進めます。
- ノーカーデーの設定などにより、マイカー通勤を抑制します。

（4）グリーン購入を推進します！

1) 環境配慮物品の購入の推進

- 利用する物品については、環境省の環境配慮物品リストに基づいた購入や、エコマーク※¹、グリーンマーク※²、エナジースター※³などのついた物品の購入に努めます。
- 町民配布用物品は環境配慮物品とするように努めます。
- 教育用教材は、環境配慮物品とするように努めます。

2) 再生紙利用の推進

- コピー用紙、報告書、チラシなど用紙の購入・印刷は、再生紙を利用します。
- 名刺類、紙製事務用品などは再生紙による製品を利用します。
- トイレットペーパーは再生紙 100%のものを使用します。
- 印刷物などには、R マーク（再生紙使用マーク）を表示します。

(5) 公共施設の環境配慮を進めます！

1) 自然エネルギー利用の推進

- 太陽光などの自然エネルギーシステムを導入します。
- 未利用エネルギーの有効利用システムを導入します。

2) 省エネルギーの推進

- 省エネ型 OA 機器や照明機器に転換します。
- 雨水浸透ますや雨水貯留槽など、雨水利用を進めます。

3) 緑化の推進

- 公共施設において、敷地内緑化や屋上緑化など緑化に推進します。

※1 エコマーク…製造・使用・廃棄に伴う環境への負荷が少ない商品や、環境改善効果のある商品に表示され、商品類型別に基準が定められている認定マークである。



※2 グリーンマーク…緑化推進や自然保護を目的に、古紙を再利用した製品に表示され、原則として古紙を 40%以上利用していることが基準となる認定マークである。学校や町内会などでマークを集めると苗木等と交換してもらうことができる。



※3 エナジースター…日米政府の認証のもとに定められた省エネ基準をクリアした OA 機器に表示されるマークである。



4 滞在者の環境行動指針

環境の保全と創造を推進していくためには、町民や、町内で事業活動を行う事業者だけでなく、本町を訪れる観光客などの滞在者の協力が必要となります。

このため、滞在者は町民・事業者・環境ボランティア・町と協力連携して取り組むことが期待されます。

(1) マナーを守ろう！

- ハイキングの際、「植物をみだりに採らない」、「生物の生息環境を荒らさない」など、マナーを守ります。
- 釣りや海水浴の際、「釣り糸、釣り針、たばこの吸殻、ごみのポイ捨てをしない」、「海を汚さないようにする」など、マナーを守ります。
- モーターパラグライダーの飛行の際は、近隣環境に配慮します。
- ごみは持ち帰り、不法投棄やポイ捨てをしません。

(2) 町民などとともに環境を守ろう！

- なぎさや河川、湧水など水とふれあう自然体験学習に参加します。
- パートナーシップによる環境保全活動に参加、協力します。

環境講座⑤ ～大磯町美しいまちづくり条例～

町では、「町ぐるみ美化キャンペーン」などを通じて、清潔できれいな環境づくりを推進しています。しかし、その一方で、道路などへのごみのポイ捨てや飼い犬のふんの放置が後を絶たず、清潔で良好な生活環境が損なわれており、その改善を求める意見や要望も多く寄せられるようになりました。そこで、地域の環境美化の推進と、清潔でさわやかな生活環境を確保することを目的に「大磯町美しいまちづくり条例」を制定し、平成 24 年 4 月から施行しています。

この条例では、空き缶やたばこの吸殻などのポイ捨てや、飼い犬のふんの放置の禁止など個人のマナーとされていたもの 10 項目をルールとして定めています。

【ルール違反をしたときは…】

この条例に定められたルールに従わない場合は、指導や命令、さらにそれに従わない場合には、罰金を適用する場合があります。



第 6 章

計画の進行管理と推進体制

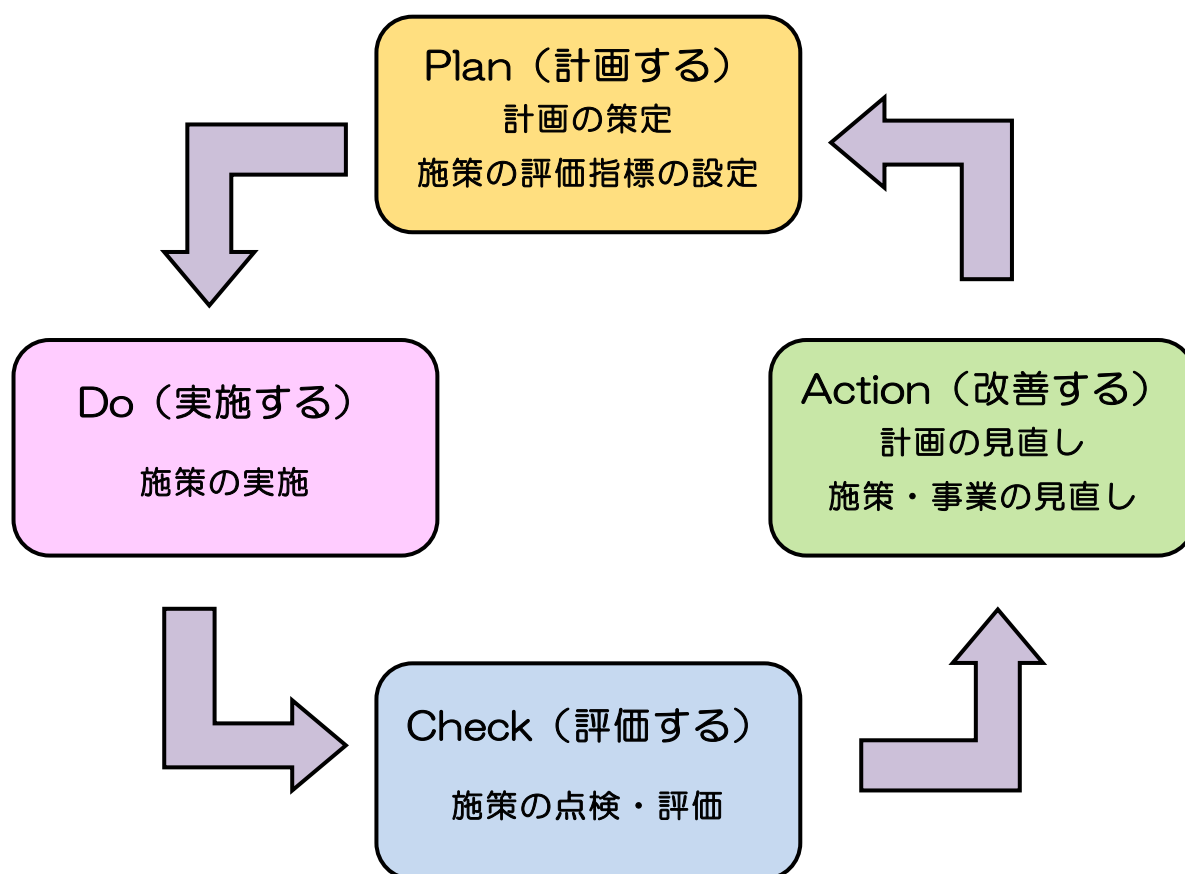
1 計画の進行管理

(1) 進行管理の方法

本計画を着実に実行していくためには、計画の進行管理を行う必要があります。進捗状況や成果を点検・評価し、さらにそれを次の取り組みに反映させることが重要です。

そこで、環境マネジメントシステムの考え方を取り入れ、「Plan(計画する)」、「Do(実施する)」、「Check(評価する)」、「Action(改善する)」の循環により、本計画を進行管理します。

このサイクルは1年を基本単位として実施しますが、進捗状況や様々な社会情勢等の変化を踏まえながら、必要に応じて施策の内容や計画全体の見直しも行います。



（２）進捗状況の点検と評価

計画の推進を図るためには、適切な進行管理が必要であることから、大磯町環境審議会において計画の進捗状況等の総合的な点検を行い、計画の着実な推進を図ります。

（３）計画の見直し

環境に関する国内外の動向や社会経済情勢の変化、技術革新などの状況等に適切に対応するため、計画期間にとらわれず必要に応じて見直しを図ります。

２ 計画の周知

計画の推進を図るためには、町民・事業者・各種団体・滞在者が計画の内容を理解するとともに、日常生活や事業活動等に生かすことが大切です。

このため、町の広報誌やホームページを通じて計画内容の周知に努めます。

3 計画の推進体制

(1) 計画の推進体制の確立

町は、本計画の目標を達成するために、各種施策の策定や事業計画の立案、事業の実施について各課間の横断的な組織である大磯町環境政策推進委員会において協議を行うとともに、施策間の調整を行います。

計画の進行状況における評価・点検については、大磯町環境審議会及び町民・事業者・各種団体によって構成する大磯町環境基本計画推進委員会（仮称）において、評価・点検を実施します。

1) 大磯町環境審議会

環境基本法の規定により、市町村の区域の環境保全に関して基本的事項を調査審議するための会議で、大磯町環境基本条例に基づき設置されたものです。町長の諮問機関として、本計画策定後は、施策の評価・点検や計画の見直しなどを行います。

2) 大磯町環境基本計画推進委員会（仮称）

町民や事業者、環境ボランティア団体、自治会代表者などの参加により、大磯町環境基本計画推進委員会（仮称）を設立します。

本計画の重点プロジェクトにおける「町民・事業者の主体的活動を町が支援する取り組み」を中心に、町との役割分担を図りながら実践に向けた企画・検討を行い、実践活動につなげていきます。また、実践にあたっては環境ボランティア団体や自治会、事業者との連携を図りながら、幅広く町民が参加する仕組みづくりを行います。その他、近隣市町村において環境基本計画を推進している市民会議との連携を図り、情報交換を行います。

3) 大磯町環境政策推進委員会

大磯町環境政策推進会議は庁内各課間の調整・連携を図るため、大磯町環境基本条例に基づき設置するもので、環境施策や町の環境行動指針を総合的に推進するとともに、施策の進行管理を行います。また、大磯町環境基本計画推進委員会（仮称）の活動支援を行います。

(2) 環境行動の推進

町は、率先して環境行動を実行し、計画の目的及び内容については町民・事業者・各種団体・滞在者に対して普及・啓発活動などを進め、その趣旨の周知の徹底に努めます。

環境事業を総合的に整備し、積極的な情報提供を行い、町民・事業者の参加を推

進していきます。

町民・事業者が計画の趣旨を理解し、自らの責任において環境に配慮した生活に切り替えていけるよう、家庭・学校・職場・地域などの多種多様な機会を捉え、優れた環境の保全及び良好な生活環境の創出についての教育・学習を推進します。

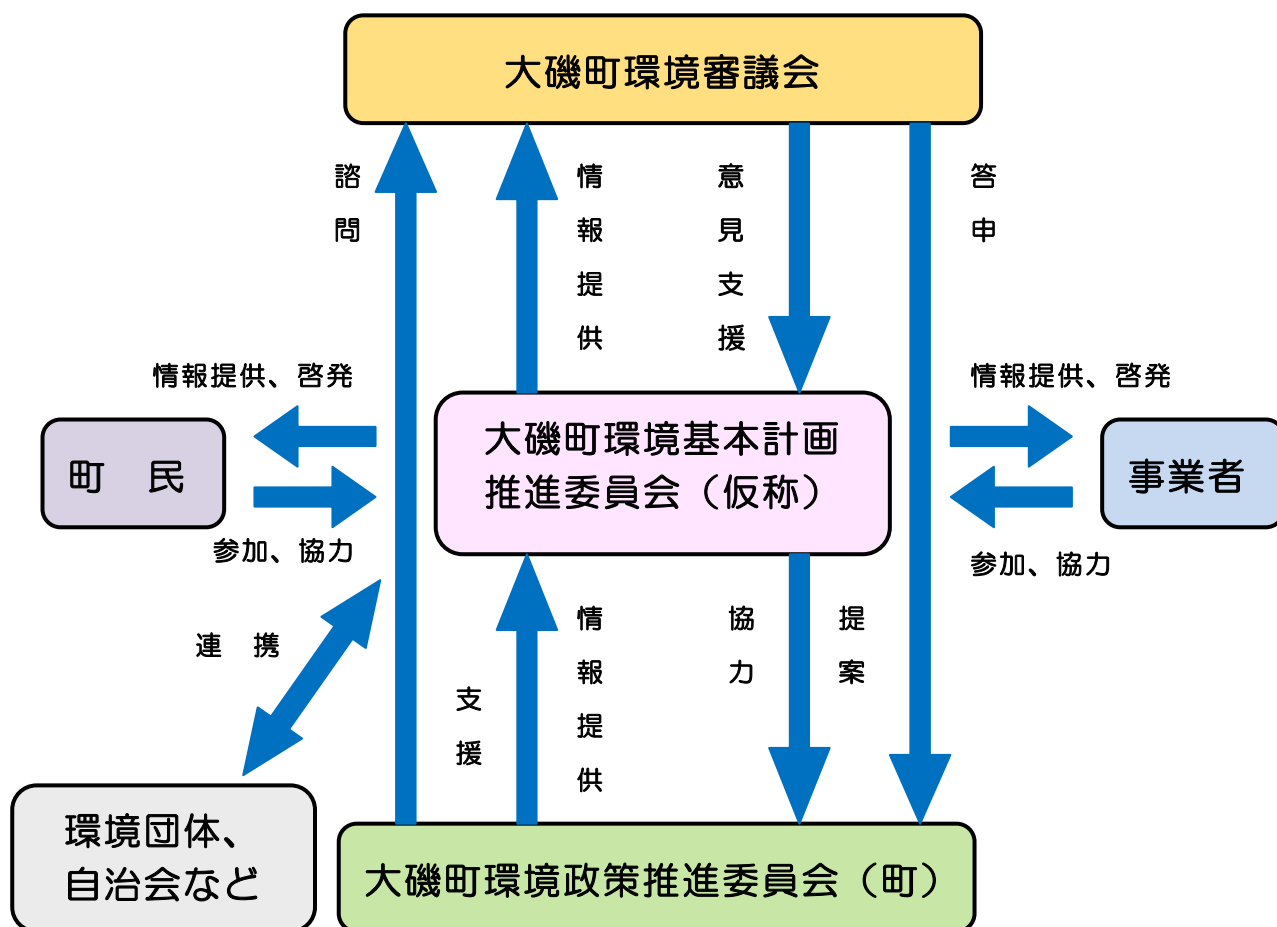
（３）町民・事業者・地域・民間団体の協働体制づくり

町民・事業者の主体的な活動を広げるとともに、地域の良好な環境づくりのための活動の連携を促すため、町民・事業者により幅広い環境活動ネットワークの形成を支援します。

具体的には、自治会や事業者・民間団体との連携による清掃活動の実施等に向けて、必要があれば町が調整役となり、町民・事業者の自主的な活動を支援します。

（４）国・県・近隣市町村などとの協力体制づくり

本計画の推進にあたっては、町を主体としながら、国や県、近隣市町村などへ本計画の趣旨を伝えるとともに協力連携を要請し、計画を推進します。



資料編

1 大磯町環境基本条例

平成 12 年 3 月 28 日

大磯町条例第 18 号

私たちのまち大磯は、緑豊かな高麗、鷹取の山なみや、こゆるぎの浜に象徴される美しいなぎさと、温暖な気候に恵まれた自然環境を背景に、多くの歴史的文化遺産を有し、湘南のまちとして着実な発展を遂げてきました。

しかしながら、豊かさや快適さを求める暮らしは、資源やエネルギーを大量に消費するとともに、自然の再生能力や浄化能力を超えるような規模となり、今や、身近な自然の減少や、廃棄物の増大、自動車排出ガスによる大気汚染や生活排水による水質汚濁などの都市・生活型の環境問題から、地球の温暖化、オゾン層の破壊などの地球的な規模の環境問題にまで拡大し、このままでは、将来の世代に取り返しのつかない影響を及ぼすことが懸念されるまでに至っています。

もとより、私たちは、良好な環境の下で安全で健康かつ快適な文化的生活を営む権利を有するとともに、良好な環境を保全し、これを将来の世代に引き継ぐ責務を担っています。

私たちは、自らが環境に負荷を与えている存在であることを深く認識し、良好なまちの環境、そして人類の生存基盤である地球環境を保全することの大切さを学ぶとともに、自然と共存し、持続可能な循環型社会をつくりあげていかなければなりません。

このような認識のもとに、私たちは、共に力を合わせて環境の保全及び創造を推進し、さらに良好で快適な環境を実現するため、ここに、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、町、町民、事業者及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の安全で健康かつ快適な文化的生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに町民の安全で健康かつ快適な文化的生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、すべての町民が安全で健康かつ快適な文化的生活を営むことができる良好な環境を維持し、これを将来の世代へ継承していくことを旨として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる社会の実現を旨として、公害の防止、環境負荷の低減及び自然や社会の間での物質循環に配慮した取組みによって行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、生態系並びに地域の自然的条件及び社会的条件に配慮し、自然と共存する町を実現することを旨として行われなければならない。

4 地球環境の保全は、人類共通の課題であり、町、町民及び事業者のすべての活動において、地域環境の改善と関連させながら積極的に推進されなければならない。

5 環境政策は、地域社会の自主性、施策の総合性、科学的予見性及び町民参加によって行われなければならない。

6 町の施策は、環境政策を基底として、これを最大限に尊重して行われなければならない。

（町の責務）

第4条 町は、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

2 町は、環境への影響に関わる施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全及び創造に配慮し、環境への負荷の低減その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（町民の責務）

第5条 町民は、その日常生活において、公害の防止その他環境の保全及び創造に努めなければならない。

2 町民は、その日常生活において、廃棄物の発生の抑制、再生利用その他環境への負荷の低減に資するよう努めなければならない。

3 町民は、地域における環境の保全及び創造に資するよう自ら努めるとともに、町が行うこれらの施策に積極的に参加し、協力する責務を有する。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、自らの事業活動に伴って生ずる公害を防止し、環境保全上の支障が生じないように事業活動を行う場所を選定し、環境資源の活用その他事業活動が環境に配慮されたものとなるよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動において廃棄物の発生の抑制、再生利用の促進等を図り、その他事業活動による環境への負荷の低減に資するよう努めなければならない。

3 事業者は、敷地内の緑化の推進や地域における環境の保全及び創造に資するよう自ら努めるとともに、町が行うこれらの施策に積極的に参加し、協力する責務を有する。

（滞在者の責務）

第7条 滞在者は、町における環境の保全及び創造に資するよう自ら努めるとともに、町が行うこれらの施策に積極的に参加し、協力する責務を有する。

（基本課題）

第8条 町は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる基本課題について施策を推進するものとする。

- (1) なぎさ及び磯を中心とした海・浜の良好な環境の保全及び創造
- (2) 森林及び山地を中心とした緑地の良好な環境の保全及び創造
- (3) 河川及び地下水の良好な環境の保全及び創造
- (4) 廃棄物の発生の抑制、適正処理及びリサイクル並びにエネルギーの有効利用の推進
- (5) 公害の発生の防止
- (6) 日常生活及び事業活動から生ずる環境負荷の低減
- (7) 歴史的環境と美しい景観の保全及び創造
- (8) 全町民が環境問題に取り組む意識の形成及び環境施策への参加の推進

（環境基本計画）

第9条 町長は、基本課題への取組みを総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標及び基本方針並びに総合的な施策の大綱
- (2) その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ町民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「町民等」という。）の意見を反映することができるよう、必要な措置を講じなければならない。

4 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、大磯町環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

5 町長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（実施計画等）

第10条 町長は、前条の環境基本計画を推進するため、必要に応じて実施計画又は指針等を定めるものとする。

2 町は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するに当たっては、環境基本計画及び実施計画等との整合を図るものとする。

（規制措置等）

第11条 町は、環境保全上の支障を防止するため、必要な規制及び誘導の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 町は、環境への負荷の低減を図るため、町民及び事業者に係る適正な経済的負担の措置について調査及び研究を行い、特に必要があるときは、その措置を講ずるよう努めるものとする。

（監視体制の整備等）

第12条 町は、公害その他の環境の状況を適切に把握するため、監視、測定等に関する必要な体制

の整備に努めるものとする。

（参加協力体制）

第 13 条 良好な環境の保全及び創造は、町、町民等及び滞在者の間での参加協力によって実現されなければならない。

2 町は、環境の保全及び創造に関する施策が、町民等及び滞在者の参加協力により、効果的に推進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（調査研究の充実等）

第 14 条 町は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に推進するため、必要な情報の収集及び調査研究を行うとともに、これらの成果の普及に努めるものとする。また、必要に応じて全般的あるいは個別的な環境問題の現状について、町民等の参加協力を得て報告書を作成するものとする。

（環境教育及び学習）

第 15 条 町は、町民等が環境への理解を深めることにより、環境に配慮した生活又は行動が促進されるように教育機関等と協力し、環境に関する教育並びに学習の推進及び充実に努めるものとする。

（環境情報の整備）

第 16 条 町は、環境に関する教育及び学習の振興並びに町民等の自発的活動が促進されるようにするため、個人並びに法人の権利及び利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全及び創造についての必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

（推進及び調整体制の整備）

第 17 条 町は、前条に定めるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的に推進し、調整するための必要な体制を整備するものとする。

（自治体間の協力等）

第 18 条 町は、地球環境の保全その他広域的な取組みを必要とする施策の実施に当たっては、国、他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

（環境審議会）

第 19 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条に基づき、審議会を置く。

2 審議会は町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

（1）環境基本計画に関すること。

（2）前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する事項

3 審議会は、環境の保全及び創造に関する事項について、町長に意見を述べることができる。

4 審議会の委員は、学識経験者及び町民等の者のうちから、町長が委嘱する。

5 前各号に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

（大磯町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 大磯町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和47年大磯町条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表中

「	防災会議専門委員	日額 7,300 円	同上	」を
「	防災会議専門委員	日額 7,300 円	同上	」に改める。
	環境審議会委員	日額 7,300 円	同上	

附 則(平成17年3月14日条例第3号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

2 諮問及び答申

(1) 諮問文

磯 環 第 147 号
平成 24 年 11 月 22 日

大磯町環境審議会
会長 高 橋 秀 男 様

大磯町長 中 崎 久 雄

大磯町環境基本計画の改訂について（諮問）

大磯町環境基本計画（素案）を次のとおり定めたので、大磯町環境基本条例第9条第4項の規定に基づき貴審議会の意見を求めます。

記

1. 大磯町環境基本計画（素案） 別冊

(2) 答申文

平成 24 年 12 月 19 日

大磯町長 中 崎 久 雄 様

大磯町環境審議会
会長 高 橋 秀 男

大磯町環境基本計画の改訂について（答申）

平成 24 年 11 月 22 日付け磯環第 147 号で諮問のありました標記の件につきまして、慎重に審議をした結果、内容につきましては概ね妥当であると考えます。今後、実施計画の策定及び各種施策の実施にあたりましては、次の点に留意してください。

1. 豊かな自然とふれあえるまち

本町が有する大磯丘陵の山なみの緑や相模湾の海に象徴される豊かな自然を次世代に受け継いでいかなければなりません。しかし、高齢社会が進行する中、荒廃した里山や、後継者不足により休耕・荒廃した農地が所々に点在しています。これらの保全に向けた取組みを進めるとともに、里山ボランティア活動や農業体験、また自然観察会などを通じた自然とのふれあいの場を町民などへ積極的に提供していくことを要望します。

2. 歴史・文化と自然が共生するまち

白砂青松の海岸景観や、先人が築き代々継承されてきた鷗立庵や旧島崎藤村邸などの歴史文化資源は町の財産です。これらの財産と調和した町なみ景観を保全・形成していかなければなりません。そのために、大磯の歴史・文化にふれあう機会を創出し町民などへの意識啓発を行うとともに、歴史的建造物などの保存・整備を進めることを要望します。

また、市街地の緑化という観点から、また、防災という観点から、開発時における緑化推進、シンボルツリー補助制度等を活用した緑の確保を積極的に進め、雨水貯留槽の設置など環境面から災害に備えたまちづくりを進めてください。

3. 健康で安心して暮らせるまち

空気や水がきれいであることは、私たちが安心して快適に暮らしていくためには大切なことです。自動車利用の抑制や事業所への大気汚染物質の排出抑制により大

気汚染を防止し、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及による水質汚濁の防止を積極的に進めていくことを要望します。

また、日常生活から生じる騒音や振動については、静かな暮らしを守るため、「美しいまちづくり条例」の普及啓発により、その防止に努めてください。

4. 限りある資源を大切にすまち

私たちの生活に欠かせない資源エネルギーには限りがあります。また、石油、天然ガスといった資源エネルギーの利用による環境負荷は、地球が持続可能であるための容量を超えていると言われています。平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災、福島原子力発電所の事故をひとつの契機として、環境負荷の少ない太陽光発電などの自然エネルギーの推進に積極的に取り組むことを要望します。

また、限りある資源を有効活用するという観点から、なお一層の 3R（リユース・リデュース・リサイクル）を推進し循環型社会の推進に努めるとともに、美しいまちづくり条例の普及啓発によるポイ捨て防止など、地域環境美化の推進にも力を注いでください。

5. 協働による環境づくりをするまち

環境問題に対応するためには、「誰もが加害者であり、被害者でもある」という認識の下に、一人ひとりが環境を意識し、環境に配慮した生活を送ることが大切です。そのために、学校や地域などの様々な場において環境教育や環境学習を推進していくことを要望します。

また、（仮称）環境基本計画推進委員会の設置による新たな取組みにより、環境保全団体や他の団体、町との情報交換を積極的に行い環境意識の向上に努めてください。

今後は、町民等からの意見を踏まえ、速やかに計画を策定し、町民への周知に努めてほしいと考えます。その際、町民などにわかりやすい文章表現を意識して策定してください。

また、本計画の推進及び進行管理については、本計画と実施計画との整合性を図りつつ着実に進めることはもちろんのこと、町民、事業者、滞在者そして町が協力し、本計画を推進されるよう要望するとともに、推進に向けた予算措置等にも十分に配慮していただくよう要望します。

以上

3 大磯町環境審議会の審議経過と委員名簿等

(1) 大磯町環境審議会の審議経過

年 月 日	区 分	審議概要
平成 23 年 7 月 28 日	第 16 回大磯町環境審議会	・ 委員委嘱状の交付 ・ 基本計画改訂スケジュールについて
平成 24 年 3 月 29 日	第 17 回大磯町環境審議会	・ 基本計画改訂について ・ 基本計画（素案）について
平成 24 年 11 月 22 日	第 18 回大磯町環境審議会	・ 基本計画の改訂について（諮問） ・ 基本計画（素案）について
平成 24 年 12 月 19 日	第 19 回大磯町環境審議会	・ 基本計画の改訂について（答申）

(2) 大磯町環境審議会委員名簿（平成 23 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日）

（順不同・敬称略）

氏 名	役 職・団 体	備 考
高 橋 秀 男	神奈川県立生命の星・地球博物館名誉館員	学識経験者
加 藤 洋	湘南地域県政総合センター環境部長	学識経験者 （平成 24 年 3 月 31 日まで）
大 津 岩 雄	湘南地域県政総合センター環境部長	学識経験者 （平成 24 年 4 月 1 日から）
原 千 明	大磯プリンスホテル支配人	町民等（事業所）
坪 木 美恵子	大磯のごみ問題を考える会代表	町民等（市民活動団体）
岡 田 豊太郎	大磯町内の松並木敷地を大切にする会理事長	町民等（市民活動団体）
小 野 一 恵	大磯消費者の会代表	町民等（市民活動団体）
清 水 富二男	大磯ナショナルトラスト代表	町民等（市民活動団体）
桜 田 有 央	町民公募	町民等（公募）
原 佳 子	町民公募	町民等（公募）
山 本 秀 史	町民公募	町民等（公募）

(3) 大磯町環境審議会規則

平成 13 年 3 月 6 日

大磯町規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大磯町環境基本条例（平成 12 年大磯町条例第 18 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき設置された大磯町環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、13 人以内とする。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長を委員の互選により各 1 人置く。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第 4 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 5 条 審議会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における調査審議の経過及び結果を審議会に報告する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「会長が」とあるのは「部会長が会長に諮って」と、「委員」とあるのは「部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(委員でない者の出席)

第 6 条 会長又は部会長は、審議会又は部会において必要があると認めるときは、その会議に、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、環境事務主管課において処理する。

(委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◇ 計画の基本体系

【基本目標】

【個別プラン】

【方 針】

豊かな自然と歴史・文化に囲まれた快適なまち

大磯

1 豊かな自然
とふれあえ
るまち

1－① 里山の緑を守り、憩の場にしよう

1－② 農とのふれあいを深め、農地を守ろう

1－③ 水辺の自然を守り、親しめる場所にしよう

1－④ 生き物とのふれあいを大切にしよう

里山の緑を守り、育てるために…

里山とふれあう機会をつくるために…

地域農業を振興するために…

農とふれあう機会をつくるために…

健全な水環境を確保するために…

水とふれあえる場をつくるために…

生き物の生息環境を守り、育てるために…

生き物とのふれあいを大切にするために…

2 歴史・文化
と自然が共
生するまち

2－① 大磯らしい景観づくりを進めよう

2－② 大磯の歴史・文化を大切にしよう

2－③ 自然と共生するまちづくりを進めよう

2－④ 環境にやさしいまちづくりを進めよう

大磯らしい景観を守り、育てるために…

身近な景観の魅力を高めるために…

歴史・文化資源を守るために…

伝統ある文化を継承するために…

地域に密着したまちづくりを進めるために…

自然環境に配慮したまちづくりを進めるために…

環境にやさしい交通体系をつくるために…

災害に強いまちづくりを進めるために…

3 健康で安心
して暮らせ
るまち

3－① 空気をきれいにしよう

3－② 水をきれいにしよう

3－③ 静かな暮らしを守ろう

自動車利用による環境負荷を抑制するために…

工場、事業所からの環境負荷を抑制するために…

河川などの水質を改善するために…

近隣への騒音・振動を防止するために…

自動車などによる騒音・振動を防止するために…

4 限りある資
源を大切に
するまち

4－① ごみの減量とリサイクルを進めよう

4－② ごみの適正な分別・処理と環境美化を進めよう

4－③ エネルギーの有効活用を進め、地球温暖化を防止しよう

4－④ 幅広く地球環境問題に取り組もう

ごみの減量を進めるために…

ごみのリサイクルを進めるために…

ごみの適正な分別・処理を進めるために…

環境美化を進めるために…

省エネルギーを進めるために…

自然エネルギーの利用を進めるために…

幅広く地球環境に取り組むために…

広域的な環境保全に取り組むために…

5 協働による
環境づくり
をするまち

5－① 環境に対する意識を高め、行動につなげよう

5－② パートナースhipを形成しよう

環境教育・学習を進めるために…

環境情報を身近にするために…

パートナーシップによる取り組みを進めるために…

自主的な環境保全活動を進めるために…

大磯町環境基本計画

平成 25 年 3 月発行

編集・発行 大磯町

大磯町 建設経済部 環境美化センター

〒259-0103 中郡大磯町虫窪 66

TEL0463-72-4438